

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（国政参加問題）(Ⅲ)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 小坂外務大臣, 西銘沖縄自民党総裁, 安井議員, 国会参加 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43469



（4月27日厚生省法部法制局
草鹿課長渡り）

公職選舉法改正と沖縄の法的
地位に関する件

（36.4.26）
（案規）

1 本日午後衆議院法部第一課草鹿課長より、次のとおり質問があつた。最近國
員中に公職選舉法を改正し、沖縄が復帰又
は撤回返還とするか、表現の問題は別と
して）した場合は、國法が沖縄に適用され
ることを明確にしたいとの動きがあるので、
國內法中にかくのごとき規定を設けること
の平和条約との関係等につき外務省の意向
を至急伺いたい。

2 上記については次のとく回答するのが
妥当であると考えられる。

かくのごとき立法を行なうことはそれ自
体法的上の義務と抵触するものでないから、
法律論としては可能であると一応いいう
が、沖縄問題は政治的に考慮を要するアリ
ケートな問題である。したがつて北方領土

（同後、エトロフ、齋藤）も入れる場合はと
もかく、沖縄だけを対象として考えるととは
外交上適当でないと考える。

琉球政府立法院の琉球住民代表の日本国会参加要請
決議について(自治省) (昭36.7.11)

一 1961年4月21日の標記決議については、沖縄の処遇問題の一環として、積極的に検討すべきものと考える。

二 このため、前記決議の趣旨を現在の情勢の下において最大限に実現する意味において、次の事項を検討するものとする。

(一) 琉球の代表者を国会に、衆議院4人、参議院2人程度参加させる。

(二) 代表者は、立法院において選挙する。

(三) 代表者は、国会の本会議及び委員会に出席し、発言することができるものとする。ただし、表決権及び質疑権を有しない。

(四) 代表者の報酬その他の処遇については、おおむね日本国会の議員と同様とするものとする。

三 前記の沖縄代表者の国会参加問題とともに、沖縄における諸行政を原則として内地の府県、市町村並みに行なうように必要な立法的及び財政的措置を検討するために、日米連絡協議会(仮称)を設け、至急結論を得るようにするものとする。

琉球住民代表の日本国会
参加(オブザーバー)167題について

(昭36.7.12-13)

琉球立法院は去る4月21日琉球

住民代表を日本国会上に参加せしめた

(決議オブザーバー)旨の決議を行ひ、日本政府に之を

を陳情せしめた。

假りに右要望に応じ、沖縄住民代表を

何等かの形で国会に出席せしめることとした

場合、考慮された住民代表の待遇方式といふ

外務省

① 国会の本会議並びに特徴の委員会

二、出席：審議及聽取之資格及法律上之問題

「3の倍数の3倍は必ず3倍合え。

(b) 様式 $x^2 + 4x + 4$ を $(ax + b)^2$ の形で計論せよ。

行。動議七項均被否決，議員失望一定。

販权、居間とも法律上に認められる場合

（参考）外へ、国会へ、中へ
と三つ並んで、（後遺症のことを指す）、（本筋）

後者上に場合付、國会の審査議論、

成る限りで加わることなく、国会の構成員

と見做して3を得左。この場合、

憲法第43條「兩院院長全國民選代表之選舉

本件請負乙、二項之總額，于3.11 規定期限內

日久，這種方法的影響就逐漸地消滅了。

兩源即ち一又は双方の源(828)、(829)、(830)、(831)、(832)、(833)

問題 29 在這在"乞丐"裡有八個字。

次に前者とする場合は、沖縄立法委派遣

員-文：一般停聽人少，如、聽了特進

（本会議並に特定委員会（主席出席））行法

律上謂之止步，從法律技術上

問題 1-2-2 國際法規の改正と実

施可能見之于。

次1. 為甚麼地殼是不均勻的

ノホリ在日日本国籍者有13以上、同住民

が、日本政府の施政方針は、移居した場合、

當然他の日本国民と同様の国会議員の選

拳杖被選拳杖有三得3九米花放下理也

置从化下集，至9路政公股局任民加

居住する権能の下で、国会は何等かの形で代表をもつことは「国会が國权の最高機關である」國の唯一の立法機關である。(憲法第41条)

性質を見るに、現實に國权或いは立法权の及ぼす在・地域の國民(この中は一般の外国在留者と同様である)=何等かの意味での国会の機能(一部ではない)が現をもつて、法理的に頗る無理である。

3. 次に、米側力による場合、本末立法権の譲り受けた場合、本末立法権への譲り受けた場合、又は臣民代表の選出を認めた時は、本末、その地域、又は三國における施政の最も本質的な内容を構成するものとする。

外省游

從2.2.未施放下1=去了沖繩立法院 加

3. 代表七地の国(即ち日本)の施政権を構成

成立法律關係，並因alpha法的資格在帶狀

、(牛津 16 (12) 9 万 5319 项合),

出席するには、たゞ、之が如日本国籍有

2. 线角子

121131=12支被行政权の侵害と認めた事例を

12.1.1 评估项目：抽样方法

の内戸に属し、米国が二つを許容すれば別に内

顯著性從2.米國加2.4%減少可能性

本題不考國稅內額之存不存在。

4. 然しが、日本政府が立法院代表の

日本国会出席者3月14日(例会中)47名

假定i.2. 果江未側加：41:應否？

外 旗 省

外省遊覽會余地無半個川中，只有兩處可去，即北川和綿陽。

沖縄住民代表の日本国会参加 (オプザーバー)問題について

昭 3 6.7.17
北東アジア課

1. 琉球立法院は去る4月21日「琉球住民代表を日本国会に参加せしめられたい」(決議第9号)旨の決議を行い、日本政府にこれを陳情越した。

仮りに右要望に応じ、沖縄住民代表を何等
かの形で国会に参席せしめることとした場合、
右住民代表の処遇方式として考慮されるもの
は、

(1) 国会の本会議並びに特定の委員会に出席し、審議を聴取し、或は要求された場合参考人として意見を述べる資格を法律により認められるに止まる場合と、

(b) 採決に加われないので、討論を行い、動議を提出する等、議員に準じた一定の職権、活動をも法律により認められる場合との二つがある。（なおこの外に、国会に沖縄関係議席のみを設けて、これを空席として置く方法も考えられるが、これは法的に別個の性質を有つので、ここでは論外とする）

後者とする場合は、沖縄住民代表は或る限度で国会の実質審議に加わることとなるので、これを国会の構成員と見做さざるを得ない。然るところ憲法第43条には「両議院は全国民を代表する選挙された議員で、これを組織する」と規定されているので日本選挙法によつて選挙されない沖縄住民代表を両議院の一つ又は双方の組織に加えることは殆んど問題と

なり得ないところかと考えられる。

次に前者とする場合は、沖縄立法院派遣員に対し、一般傍聴人より、やや勝る待遇（即ち本会議並に特定委員会に出席出来る）を法律上認めるに止まり、別段両院の組織を変更するものではないので従つて法律技術上の問題はあろうが関係法規を改正することによつて実施可能と見られる。

2. 次に、沖縄の法的地位から見た場合、沖縄住民は日本国籍を有する以上、同住民が日本政府の施政地域に移居した場合、他の日本国民と何等変りなく国会議員の選挙権、被選挙権を有し得ることはもち論であるが、沖縄が米施政下に置かれたまま、その施政に服する住民が国会に何等かの形の代表を出すことは

「国会が国権の最高機関であつて、國の唯一の立法機関である」（憲法第41条）性質より見て、現実に國権或いは立法権の及ばない地域の國民（この点は一般の外國在留者と同様である）に何等かの意味での國会の権能を（一部ではあつても）及ぼそうとするものであり、従つて、（何の形で代表参加を認めるとは、この点からも法理的に頗る無理である。

3. 次に米側からみた場合、本来立法機関への議員又は住民代表の選出を認めるることは本来、その地域又はその国における施政権の最も本質的な内容を構成するものである。

従つて、米施政下にある沖縄立法院がその代表を他の國（即ち、日本）の施政権を構成する立法機関に、その國の法的資格を帯びて

出席することは（特に（何の形の）場合）たとえ、それが日本国籍を有しているにしても施政権と抵触すると認めざるを得ないであろう。但し、抽象論としてはこの点は施政國の権利の問題に属し、米国がこれを許容すれば別問題である。従つて、米国がこれを認める可能性ありや否やの政治問題となるであろう。

4. 然らば、日本政府が立法院代表の日本国会出席を認めるよう米側に申入れたと仮定して、果して米側がこれに応ずるや否や、この点は米側が沖縄における自國の施政権行使に些かでも抵触する疑惧あるごとき提案は、現地側よりするにせよ、或いは、日本側よりするにせよ、すべて厳しく拒否して來ている実情から見て、極めて困難な問題かと考えられる。

但しこの点についても、沖縄住民代表を(1)、
(2)のいづれの形式のものとするかによつて、
米側の反応も相当異つて来ると推測される。

若し(1)の形式による住民代表であれば、そ
の選出及び任命が米施政権と法的に抵触しな
い方法で、換言すれば沖縄側の布令又は民立
法等により自主的に選出、任命されるもので
あれば、或いは米側として考慮の余地なしと
も限らないであろう。

心因記
1. 沖縄住民代表の国会参政問題
2. 沖縄議会へかけた99.3.9地域代表問題
3. 1970年議会へかけた1970.1.17. P32
4. 1971最近の州内施政方針、3月11号
5. 沖縄を離れる際の内閣答申書
6. 1971年2月2日
7. 代表者参加の決議1970.9.17
8. P32 1970.1.17. P320 & 9
9. 1971 Delegate & 99.3.9. 10. 11
10. 1971 Resident Commissioner
11. 1971.3.9. 宮原生志、1970.5.29
12. 1971.3.9. 宮原生志、1970.5.29
外務省
14. 2月2日

の御令 1871 (明治 4 年 3 月 30)

内閣文書の御令 1871 (明治 4 年 3 月 30)

内閣文書 (Government Document)

内閣文書 (President Commissioner)

内閣文書 (明治 4 年 3 月 30)

外務省

の御令 1871 (明治 4 年 3 月 30)

内閣文書 (明治 4 年 3 月 30)

外務省

1971. 2 月 11 日 由 10 人

由 10 人

1971. 2 月 11 日 由 10 人

外 10 人

1971. 2 月 11 日 由 10 人

外 10 人

23から ~~2月~~ 2月

2.19 丽水市运动会

東門之濱洋洋乎君子之好美

20 19 1949年9月、東北人民

1984年12月26日 签名会议。 会议纪要

正月 i. 送江上萬、軍、山、川、連、九、歲

3. 海帶
海帶是中國海帶的主要產地

5. 2012 年 12 月 22 日

1945年5月4日，4个团连合

2007 地区春季会战 112 会 7-11

42-1228-⁴⁶ 12-19486

14. 12. 29 連合国停戦協定、至ルル

（五）统一的权力与行政分离，互相制衡

北國新山市議會之所在地

~9周抗体可能上升→抗体少，而

金川区关于做好2019年春节期间烟花爆竹安全管理工作的通知

九三旅80~5.17~12月西陵地

2011-9-11. 事務局統一化会議

11.9 選手と手のツバ

1980年. 西双版纳州勐海县八仙山

市.它會增加多少影響性.這裏的基

1949年12月

1988年1月20日 陰曆乙卯年正月廿一

這篇文章將由兩個地點發送

施用土壤改良剂

3月18日 ～NY市議会の全議事録

2009年，東北地區心臟病67

義理の営業を行なつてゐる

而以uy2部為爲什 (和一應急接連)

12.1950 9/128 D 91' 7" 11432 遠海

151) *Amictus* *arcuatus* 1951 & 31276

9. 「惡魔を阻止する地区(東ルイ)」

《民法典》第197条规定：定期书面通知

~. 11月蕭何以律令之長選為丞相。

12月3日乘火车由地坛公园到飞毛

2011年9月18新市議會12席、協議席12

10月30日9时30分、29号指挥台之间。

Carry the 5 to 9 in 8992137m.

3916, 1954 & 1217, 1958 & 1219

2周西ヘルシ一地区9叶7-遙彦水

1FDH2n30- 09/01/2019 13:32:09

你又復急借署印之印信在否。

(12) 法務 (法務 11. 1950 年)

空の「ハーバード大学」は大都市

之新飞之久、東西南北一飞区别的

484

第一

八〇年一月一號

1. *Environment and Geology* 地理圖解

(the former Territorial
Corporation of Greater Berlin

9区境内包括：29境内12个寨

15 節第 9 回～第 19 回

地圖的內容如何變更以符合作業需求

第九回 翁飞霞之死

同系物之理

1. November 2018 (Bezirke)

11. 令其化。乞。境界。以。更。足。以。之。

外務省

20. 29號 11月 9日 11:12

培養 8 day 2 1

2020年8月21日 週二

三、新規・他の12月一覧について

地区人口数

答：同襄协作市議會的指揮及公

漢語の進歩についての初期研究

1992年1月25日

〔4〕市議會比投票率及升幅 13.2

市民心声，選擇怎樣的時代新樣貌

232

外務省

(2) 市議會 2009.9.3 開始七七二

本章第12課

議員の任期は四年、選舉权は

第7回川瀬20才~~歳~~達江上つ64

并以此作为以后的最高标准

选民心之所向，乃决定焉。

九三七〇九七〇一)蘇南川主經補之四

2. _____

2009年9月29日 133次

西ベルギー地区の歴史、67講演会東

地区分布

議員の選挙の実情についての研究会

在湖南之二 1950年9月28日作 邓序

（原 11360） 1988 年 3 月 26 日 132 112 112

同樹牙又參

「(1) 7ヶ所迄に及ぶ、12ヶ所迄に及ぶ

1971年 選舉の結果を分析する

協合作、陽產加施打之m3-營產之

9. 選出新黨內會計作黨內最高

2011.3.11 雷州29位民初

8- (全) 1914-1918年英法德意之戰

与2年4同一此年飞信函(17-18)

外游省

(2) 市議会公、1950年12月31日付

可施行の選舉の方法と選舉の選舉

正月の選舉は、選舉の選舉は1月12日

市議会議員の選舉は、市議会議員の選舉

議會議員の選舉は、市議會議員の選舉

2月の選舉は、1月

3月の選舉は、1951年3月27日

4月の選舉は、地区の代表

5月の選舉は、地区の補充議員の

選舉は、地区の

6月の選舉は、地区の

7月の選舉は、地区の

外務省

(2) 市議会公、市議会の選舉

1950年12月31日付の選舉

2月の選舉は、1月12日

3月の選舉は、1月12日

4月の選舉は、1月12日

5月の選舉は、1月12日

6月の選舉は、1月12日

7月の選舉は、1月12日

8月の選舉は、1月12日

9月の選舉は、1月12日

10月の選舉は、1月12日

11月の選舉は、1月12日

外務省

外務省
1950年9月15日
憲法

外務省

資料

(I) Constitution of Berlin
dated September 1, 1950)

Chapter 1. Fundamental Provision

Article 4

11 Berlin comprises the area of
the former Territorial Corporation

of Greater Berlin, the boundaries
being those of the date when
this Constitution comes into

force. Any territorial change
requires the consent of the

外務省

Popular Representatives Body.

(2) Berlin is divided into Twenty Boroughs (Bezirke). Borough boundaries may be changed and the number of the Boroughs reduced or increased by law only.

Chapter III The Popular Representatives Body

Article 25

(1) The City Council is the Popular Representative Body elected by

the German citizens having the right of vote.

(2) The City Council is composed of two hundred Representatives.

Article 26

(3) All German nationals having attained, on the day of the election, the age of twenty years and having resided in Berlin ~~ago~~ for at least six months have ~~ed~~ the right to vote.

(4) All persons who are

entitled to vote may have
stand for election if they have
attained the age of twenty-five
years on the day of election.

(II) Law concerning the
Election to be held on
December 3, 1950.
dated Sept 28, 1950.

Article 7

(1) Should the holding of the
election be prevented in one

or several districts by force
majuscule, the total number of
Representatives to be elected
in those electoral districts
where the election is held must
bear the same ratio to maximum
number of Representatives as
the number of inhabitants of
those electoral districts bear
to the number of inhabitants
of Berlin

(2) The City Council may resolve

resolve that such City Assembly
members as have formerly been
elected in those electoral districts
where on December 3, 1950, the
election is prevented by force
majority shall be deemed members
of the City Council.

(III) 1. Gesetz über eine Vertretung
der am der ~~Wahl~~ Wahl
verhinderten Kreise im
Abgeordnetenhaus
vom 27. März 1951

Gesetz- und Verordnungsblatt für Berlin

Herausgeber: Der Senator für Justiz . Berlin-Schöneberg

7. Jahrgang Nr. 17

Ausgabedag 4. April 1951

Inhalt

27. 3. 1951	Gesetz über eine Vertretung der an der Wahl verhinderten Kreise im Abgeordnetenhaus	297	unterstützung in Groß-Berlin vom 4. März 1950	299
27. 3. 1951	Gesetz über die Députationen	297	Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über die Anerkennung politischer Flüchtlinge	299
27. 3. 1951	Gesetz über die vorläufige Haushaltsführung im Rechnungsjahr 1951	298	Anordnung über die Erhöhung der Umtauschsätze, der Höchst- und Mindestbeträge im Lohnausgleichsverfahren ab 1. April 1951	300
27. 3. 1951	Viertes Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Regelung der Kurzarbeiter-			

Gesetz über eine Vertretung der an der Wahl verhinderten Kreise im Abgeordnetenhaus.

Vom 27. März 1951.

Das Abgeordnetenhaus hat das folgende Gesetz beschlossen:

§ 1

(1) Dem Abgeordnetenhaus gehören als Abgeordnete mit beratender Stimme die Stadtverordneten an, die am 20. Oktober 1946 auf Kreiswahlvorschlägen derjenigen Wahlkreise gewählt worden sind oder nachgerückt sind, in denen am 3. Dezember 1950 die Durchführung der Wahl durch höhere Gewalt verhindert war, und am 3. Dezember 1950 ihren Wohnsitz im Ostsektor hatten.

(2) Die Vorschrift des Abs. 1 findet nur Anwendung auf Stadtverordnete, die der Stadtverordnetenversammlung in der II. Wahlperiode bis zu deren Ende angehört haben.

§ 2

(1) Der Senat stellt fest, auf welche Personen die Voraussetzungen des § 1 zutreffen.

(2) Die Vorschriften des § 79 Abs. 1 bis 3 und 5 und des § 80 Abs. 1 a bis c der Wahlordnung vom 28. September 1950 (VOBl. I S. 446) finden entsprechende Anwendung. Nach Eingang der schriftlichen Erklärungen hat der Senat im Verordnungsblatt für Berlin die Namen der Abgeordneten bekanntzugeben, die gemäß § 1 dem Abgeordnetenhaus mit beratender Stimme angehören.

(3) Ein Nachrücken von Ersatzmännern ist ausgeschlossen.

(4) Wer in der Feststellung des Senats (Abs. 1) nicht genannt ist und Anspruch darauf erhebt, daß die Voraussetzungen des § 1 auf ihn zutreffen, kann binnen zwei Wochen beim Senat Einspruch erheben.

(5) Der Senat hat den Einspruch dem Wahlprüfungsgericht zur Entscheidung vorzulegen. Die Vorschrift des § 84 der Wahlordnung vom 28. September 1950 (VOBl. I S. 446) findet entsprechende Anwendung.

§ 3

Das Gesetz tritt am 15. März 1951 in Kraft.

Das vorstehende Gesetz wird hiermit verkündet.
Berlin, den 29. März 1951.

Der Regierende Bürgermeister
Dr. Reuter

Gesetz

über die Députationen.
Vom 27. März 1951.

Das Abgeordnetenhaus hat das folgende Gesetz beschlossen:

§ 1

(1) Die Bezirksverordnetenversammlung setzt zur Teilnahme an der laufenden Verwaltung des Bezirkes nach Maßgabe der fachlichen Erfordernisse Députationen ein.

(2) In der Regel sollen Députationen für nachstehende Zuständigkeitsbereiche eingesetzt werden:

- für die Angelegenheiten der Volksbildung und der Kunst,
- für die Schulen,
- für das Sozialwesen,
- für das Jugendwesen,
- für das Gesundheitswesen,
- für das Bauwesen,
- für das Wohnungswesen,
- für Wirtschaft und Versorgung.

(3) Die Bezirksverordnetenversammlung kann mit Zweidrittelmehrheit die Aufhebung einer Députation beschließen.

§ 2

(1) Die Députationen bestehen aus sieben Mitgliedern der Bezirksverordnetenversammlung, zwei Mitgliedern des Bezirksamtes und vier sachkundigen Wahlberechtigten.

(Bürgerdeputierte). Die Bürgerdeputierten müssen im Bezirk ihren Wohnsitz haben oder ihre berufliche Tätigkeit ausüben.

(2) Die Bürgerdeputierten dürfen weder Bezirksverordnete noch Bezirksamtsmitglieder noch solche Beamte oder Angestellte des Bezirksamtes sein, die mit der Erledigung von Verwaltungsgeschäften betraut sind.

(3) Die Bezirksverordneten und die Bürgerdeputierten werden in getrennten Wahlgängen von der Bezirksverordnetenversammlung nach der Stärke der Fraktionen gewählt, wobei das Höchstzahlerfahren zugrunde zu legen ist.

(4) Die Wahl gilt für die Wahlperiode der Bezirksverordnetenversammlung. Die Deputationsmitglieder bleiben bis zur Neuwahl der Deputationen im Amt. Die Bezirksverordnetenversammlung kann mit Zweidrittelmehrheit einzelne von ihr gewählte Mitglieder vor Beendigung der Amtszeit abberufen.

(5) Die beiden Mitglieder des Bezirksamtes werden vom Bezirksamt benannt. Als einer dieser Mitglieder muß das gemäß Artikel 57, Absatz 3 der Verfassung den Vorsitz in der Deputation führende zuständige Mitglied des Bezirksamtes benannt werden.

§ 3

(1) Die Deputationen entscheiden über die wichtigen Fragen ihres Zuständigkeitsbereiches.

(2) Im Streitfall entscheidet die Bezirksverordnetenversammlung darüber, welche Frage innerhalb eines Zuständigkeitsbereiches als wichtig anzusehen ist.

§ 4

Wenn ein Beschuß einer Deputation den Zuständigkeitsbereich überschreitet oder gegen ein Gesetz verstößt, hat das Bezirksamt den Beschuß zu beanstanden und eine Entscheidung der Bezirksverordnetenversammlung herbeizuführen.

§ 5

Für die Geschäftsführung der Deputationen gelten die Bestimmungen der Geschäftsordnung der Bezirksverordnetenversammlung über Ausschüsse entsprechend.

§ 6

Die Deputationen können im Einzelfall weitere Sachverständige ohne Stimmrecht hinzuziehen.

§ 7

Die gewählten Mitglieder der Deputationen erhalten eine Entschädigung.

§ 8

Dieses Gesetz tritt am 1. April 1951 in Kraft.

Das vorstehende Gesetz wird hiermit verkündet.

Berlin, den 29. März 1951.

Der Regierende Bürgermeister

Dr. Reuter

Gesetz

über die vorläufige Haushaltsführung im Rechnungsjahr 1951.

Vom 27. März 1951.

Das Abgeordnetenhaus hat das folgende Gesetz beschlossen:

Grundlagen

für die vorläufige Haushaltsführung

§ 1

(1) Als Grundlage für die Haushaltsführung bis zur Feststellung des Haushaltplans für das Rechnungsjahr 1951 gilt in dieser Übergangszeit der Haushaltspunkt für

das Rechnungsjahr 1950 in der Fassung von 6/10. Juli 1950.

(2) Von den Ansätzen des Haushaltspunkts 1950 kann in der Übergangszeit nur mit Zustimmung des Senators für Finanzen nach den Bestimmungen dieses Gesetzes abweichen werden.

Fortdauernde Ausgaben

§ 2

(1) Mit Zustimmung des Senators für Finanzen kann für fortlaufende Ausgaben an Stelle der Ansätze des Haushaltspunkts 1950 der Entwurf des Haushaltspunkts 1951 zugrunde gelegt werden.

(2) Weicht der Ansatz für eine Haushaltsstelle in dem Haushaltspunkt 1951 um mehr als 25 % oder um mehr als 100 000 DM von dem Ansatz im Haushaltspunkt 1950 ab, so ist außerdem die vorherige Zustimmung des Hauptausschusses des Abgeordnetenhauses erforderlich.

§ 3

Für Ausgaben, für die im Haushaltspunkt 1950 noch keine Ansätze vorgesehen waren, kann zur Durchführung gesetzlich beschlossener Maßnahmen oder zur Erfüllung rechtlich begründeter Verpflichtungen mit Zustimmung des Hauptausschusses des Abgeordnetenhauses der Senator für Finanzen den Entwurf des Haushaltspunkts 1951 zugrunde legen.

§ 4

Die Zustimmung des Hauptausschusses des Abgeordnetenhauses ist nicht erforderlich, wenn sich die Änderung im Ansatz der Haushaltsstellen aus einer neuen Gliederung des Haushaltspunkts ergibt.

Einmalige Ausgaben

§ 5

Über einmalige Haushaltsmittel darf nur nach besonderer Freigabe durch den Senator für Finanzen verfügt werden.

§ 6

(1) Die einmaligen Bauausgaben für das Rechnungsjahr 1951 werden wie folgt festgesetzt:

im Einzelplan 0	Allgemeine Verwaltung (Bürodiestgebäude)	5 000 000 DM
"	1 Polizei	4 750 000 "
"	2 Gerichte	1 236 000 "
"	3 Gefangnis	564 000 "
"	2 Schulwesen	13 500 000 "
"	3 Volksbildung — Kunst	6 960 000 "
"	4 Sozialwesen	4 140 000 "
"	5 Jugendwesen	3 500 000 "
"	6 Gesundheitswesen	9 155 000 "
"	7 Tiefbau	8 000 000 "
"	8 Bedürfnisanstalten	400 000 "
"	Garten- und Friedhofsverwaltung	740 000 "
"	Forsten	138 700 "
"	Feuerwehr	800 000 "
"	9 Landesfinanzamt	500 000 "
"	Grundelgentum	2 000 000 "
"	Heime und Lager für politische Flüchtlinge	524 000 "

§ 7

(1) Der Senator ist bei der Verteilung der Haushaltsmittel für Bauvorhaben auf die einzelnen Haushaltsstellen an die Zustimmung des Hauptausschusses des Abgeordnetenhauses gebunden.

(2) Der Senator für Finanzen hat die Verteilung der Haushaltsmittel für Bauvorhaben auf die Haushaltsstellen bekanntzugeben.

(3) Die Verteilung der Haushaltsmittel für Bauvorhaben ist in den Haushaltspunkt 1951 entsprechend aufzunehmen.

§ 8

(1) Der Senator für Finanzen wird ermächtigt, die auf die einzelnen Haushaltsstellen entfallenden Haushaltsmittel für Bauvorhaben nach Maßgabe der zur Verfügung stehenden Deckungsmittel freizugeben.

(2) Über die Freigabe der Haushaltsmittel für Bauvorhaben in der Zeit vom 1. April bis 30. Juni 1951 ist dem Abgeordnetenhaus in einer Vorlage zur Kenntnisnahme zu berichten.

Übergangsvorschriften

§ 9

Der Senat erläßt die zur Durchführung dieses Gesetzes erforderlichen Verwaltungsvorschriften.

§ 10

Dieses Gesetz tritt mit Wirkung vom 1. April 1951 in Kraft.

Das vorstehende Gesetz wird hiermit verkündet.

Berlin, den 30. März 1951.

Der Regierende Bürgermeister

Dr. Reuter

Viertes Gesetz

zur Änderung des Gesetzes über die Regelung der Kurzarbeiterunterstützung in Groß-Berlin vom 4. März 1950.

Vom 27. März 1951.

Das Abgeordnetenhaus hat das folgende Gesetz beschlossen:

§ 1

Im § 18 a des Gesetzes über die Regelung der Kurzarbeiterunterstützung in Groß-Berlin vom 4. März 1950 (VOBl. I S. 75) in der Fassung des Zweiten Gesetzes zur Änderung des Gesetzes über die Regelung der Kurzarbeiterunterstützung in Groß-Berlin vom 27. Juni 1950 (VOBl. I S. 279) und des Dritten Gesetzes zur Änderung des Gesetzes über die Regelung der Kurzarbeiterunterstützung in Groß-Berlin vom 2. November 1950 (VOBl. I S. 489) werden die Worte „31. März 1951“ durch die Worte „30. September 1951“ ersetzt.

§ 2

Dieses Gesetz tritt mit Wirkung vom 31. März 1951 in Kraft.

Das vorstehende Gesetz wird hiermit verkündet.

Berlin, den 31. März 1951.

Der Regierende Bürgermeister

Dr. Reuter

Verordnung

zur Durchführung des Gesetzes über die Anerkennung politischer Flüchtlinge

Auf Grund des § 8 des Gesetzes über die Anerkennung politischer Flüchtlinge vom 30. September 1950 (VOBl. I S. 461) wird verordnet:

I. Abschnitt

Verfahren vor der Flüchtlingsstelle

§ 1

(1) Der Antrag auf Anerkennung als politischer Flüchtling ist bei der Flüchtlingsstelle einzureichen. Bei der Antragstellung ist die Anwesenheit des Antragstellers erforderlich. Hiervon kann abgesehen werden, wenn der Antragsteller aus zwingenden Gründen am Erscheinen verhindert ist.

(2) Eltern und Erziehungsberechtigte können die sie begleitenden minderjährigen Kinder vertreten. Eheleute können sich gegenseitig vertreten.

forderlich. Hiervon kann abgesehen werden, wenn der Antragsteller aus zwingenden Gründen am Erscheinen verhindert ist.

(2) Eltern und Erziehungsberechtigte können die sie begleitenden minderjährigen Kinder vertreten. Eheleute können sich gegenseitig vertreten.

§ 2

(1) Der Antrag muß Angaben zur Person enthalten. Da sind Urkunden und Ausweise, mit deren Hilfe die Angaben zur Person nachgewiesen werden können, nach Möglichkeit vorzulegen.

(2) Der Antrag muß eine Darlegung über die Gründe der Flucht enthalten. Urkunden zum Beweise von Fluchtgründen sind vorzulegen und Zeugen, die Angaben über Fluchtgründe machen können, sind zu benennen.

(3) Der Antragsteller hat die Richtigkeit und Vollständigkeit seiner Angaben zu versichern und den Antrag eigenhändig zu unterschreiben. Er ist darüber zu belehren, daß unrichtige oder unvollständige Angaben die Nichtanerkennung oder Zurücknahme der Anerkennung nach sich ziehen können, und daß die Flüchtlingskommission eine eidesstattliche Erklärung von ihm verlangen kann.

§ 3

(1) Die Flüchtlingsstelle hat den Sachverhalt zu klären. Sie soll den Antragsteller bei der Aufnahme eines vollständigen Antrages und bei der Angabe von Beweismitteln beraten.

(2) Die Flüchtlingsstelle kann Organisationen und Einrichtungen, die sich mit dem Flüchtlingswesen befassen, anhören.

II. Abschnitt

Verfahren vor der Flüchtlingskommission

§ 4

(1) Die Verhandlung vor der Flüchtlingskommission wird mündlich und nicht öffentlich geführt.

(2) Der Antragsteller hat Anspruch auf rechtliches Gehör.

(3) Der Antragsteller kann sich durch einen Beistand vertreten lassen; die Verpflichtung zum persönlichen Erscheinen bleibt unberührt.

(4) Als Beistände sind Rechtsanwälte, Verwaltungsrechtsräte und Rechtsbeistände zugelassen. Andere Personen können in der mündlichen Verhandlung ausgeschlossen werden, wenn sie die Vertretung geschäftsmäßig betreiben oder wenn ihnen die Fähigkeit zum geeigneten Vortrag mangelt. Der Beschuß ist unanfechtbar.

§ 5

(1) Die Flüchtlingskommission hört den Antragsteller in Abwesenheit der Zeugen zur Person und zur Sache an.

(2) Die Zeugen sind einzeln in Abwesenheit weiterer Zeugen zu vernehmen. Wird ein Zeuge in Abwesenheit des Antragstellers vernommen, so ist die Aussage dem Antragsteller bekanntzugeben.

(3) Erscheint ein Antragsteller unentschuldigt nicht zur Verhandlung, so kann in seiner Abwesenheit verhandelt und entschieden werden.

§ 6

Die Flüchtlingskommission kann bis zum Schluß der Verhandlung Beweise erheben, soweit dies für die Entscheidung erforderlich ist. Sie kann Erhebungen anstellen, Auskünfte einholen, Zeugen sowie Sachverständige vernehmen und Versicherungen an Eldes Statt entgegennehmen; eine Befidigung findet nicht statt.

§ 7

(1) Die Flüchtlingskommission ist bei ihren Entscheidungen unabhängig und nur den gesetzlichen Bestimmungen unterworfen. Sie entscheidet ohne Ansehen der Person nach ihrer freien, aus der Verhandlung gewonnenen Überzeugung. Sie faßt ihre Beschlüsse mit Stimmenvorwahl.

(2) Die Entscheidung ist unter Angabe von Gründen schriftlich niederzulegen und dem Antragsteller durch Verkündung bekanntzugeben. Im Falle der Ablehnung des Antrages erhält der Antragsteller auf Verlangen eine Abschrift der Entscheidung mit Gründen.

(3) Die Entscheidung lautet auf Anerkennung oder Nichtanerkennung als politischer Flüchtling.

§ 8

Auf Antrag kann eine erneute Verhandlung vor der Flüchtlingskommission aufgenommen werden, wenn der Antragsteller neue Tatsachen oder Beweismittel beibringt, deren Berücksichtigung zu einer für den Antragsteller günstigen Entscheidung im früheren Verfahren geführt hätte. Jedoch kann der Antragsteller nur solche neuen Tatsachen oder Beweismittel vorbringen, die ihm im früheren Verfahren nicht bekannt waren oder von ihm ohne Verschulden nicht geltend gemacht werden konnten.

§ 9

Für das Verfahren über die Zurücknahme einer Anerkennung (§ 3 des Gesetzes) finden die Vorschriften der §§ 4–8 entsprechende Anwendung.

§ 10

Diese Verordnung tritt am Tage nach ihrer Verkündung im Gesetz- und Verordnungsblatt für Berlin in Kraft.

Berlin, den 28. März 1951.

Der Senat von Berlin

Dr. Reuter Dr. Müller
Regierender Bürgermeister Senator

Anordnung
über die Erhöhung der Umtauschsätze, der Höchst- und Mindestbeträge im Lohnausgleichsverfahren

ab 1. April 1951

Vom 19. März 1951

Auf Grund der Ziffer 9 Buchstabe h der Währungsergänzungsverordnung (WEVO) in der Fassung der Änderungsbestimmung Nr. 2 vom 23. August 1950 (VOBl. I S. 381) wird folgendes bestimmt:

I.

Die in Ziffer 9 der WEVO festgesetzten Hundertsätze, Höchst- und Mindestbeträge im Lohnausgleichsverfahren werden wie folgt geändert:

- In den Fällen der Ziffer 9 Buchstabe c Satz 1 der WEVO wird der Hundertsatz von 10 % auf 20 % bis zu einem Höchstbetrag von 100 Westmark monatlich erhöht. Der nach Ziffer 9 Buchstabe c Satz 3 in Verbindung mit Satz 1 der WEVO an die Lohnausgleichskasse im Umtausch gegen Ostmark abzuführende Betrag wird entsprechend von 90 % auf den Unterschiedsbetrag zwischen 100 % des Nettolohnes oder Gehaltes und dem nach dem vorstehenden Satz 1 in Westmark auszuzahlenden Betrag herabgesetzt.
- In den Fällen der Ziffer 9 Buchstabe c Satz 2 der WEVO wird der Hundertsatz von 50 % auf 60 % erhöht und der nach Ziffer 9 Buchstabe c Satz 3 in Verbindung mit Satz 2 der WEVO an die Lohnausgleichskasse im Umtausch gegen Ostmark abzuführende Betrag entsprechend von 50 % auf 40 % herabgesetzt.
- In den Fällen der Ziffer 9 Buchstabe d der WEVO werden die Umtauschsätze folgendermaßen erhöht:
 - Für unverheiratete und verheiratete Arbeitnehmer ohne Kinderermäßigung laut Steuerkarte (gemäß

dem nachstehenden Buchstaben b) von 60 % auf 70 % unter Heraufsetzung des monatlichen Mindestumtauschbetrages von 60 Ostmark auf 90 Ostmark und des monatlichen Höchstumtauschbetrages von 200 Ostmark auf 220 Ostmark.

b) für Arbeitnehmer mit Kinderermäßigung laut Steuerkarte von 60 % auf 70 % unter Heraufsetzung des monatlichen Mindestumtauschbetrages von 60 Ostmark auf 90 Ostmark, jedoch mit der Maßgabe, daß der sich aus dem Umtauschhundertsatz ergebende Umtauschbetrag oder, falls dies für den Arbeitnehmer günstiger ist, der Mindestbetrag von 90 Ostmark um 20 Ostmark für jedes auf den Lohnsteuerkarte eingetragene Kind heraufgesetzt wird, und zwar bis zu einem monatlichen Höchstbetrag von 240 Ostmark

für Arbeitnehmer mit 1 Kind

von 260 Ostmark für Arbeitnehmer mit 2 Kindern

von 280 Ostmark für Arbeitnehmer mit 3 Kindern

von 300 Ostmark für Arbeitnehmer mit 4 Kindern usw.

4. In den Fällen der Ziffer 9 Buchstabe e der WEVO wird der Umtauschhundertsatz von 30 % auf 35 % unter Heraufsetzung des monatlichen Mindestumtauschbetrages von 40 Ostmark auf 60 Ostmark und mit der Maßgabe erhöht, daß für Arbeitnehmer mit Kinderermäßigung laut Steuerkarte der sich aus dem Umtauschhundertsatz ergebende Umtauschbetrag oder, falls dies für den Arbeitnehmer günstiger ist, der Mindestbetrag von 60 Ostmark um 20 Ostmark für jedes Kind, das sich nachweislich gewöhnlich am Wohnsitz des Arbeitnehmers aufhält, bis zu den unter I. 3. b) aufgeführten Höchstbeträgen heraufgesetzt wird.

5. In den Fällen der Ziffer 9 Buchstabe f der WEVO wird der Umtauschhundertsatz von 10 % auf 15 % und der Höchstbetrag von 30 Ostmark auf 45 Ostmark erhöht.

II.

In den Fällen der Anrechnung von Westmarkeinkünften, die mit dem Umtauschberechtigten in ehelicher Gemeinschaft lebenden Ehegatten gemäß § 15 Absatz 2 der Fünften Durchführungsbestimmung zur Währungsergänzungsverordnung vom 25. November 1950 (VOBl. I S. 317) erhöht sich der monatliche Umtausch-Höchstbetrag um 50 Westmark.

III.

Soweit in Einzelfällen durch Sondergenehmigungen des Senats für Finanzen (bis 31. Januar 1951 der Finanzabteilung Kämmerei) oder der Lohnausgleichskasse höhere als die bisher geltenden Umtauschsätze oder sonstige Vergünstigungen im Lohnausgleichsverfahren gewährt werden, gilt für die Dauer der erteilten Sondergenehmigung die für den Arbeitnehmer günstigere Regelung.

IV.

Diese Anordnung tritt am 1. April 1951 in Kraft und gilt für die vom 1. April 1951 ab verdienten Löhne und Gehälter.

Berlin, den 19. März 1951.

Der Senat von Berlin
Dr. Reuter Dr. Haas
Regierender Bürgermeister Senator

沖縄住民代表の国会参加問題
に関する参考資料

北東アジア課
昭和36.8.12

琉球立法院は去る4月21日「琉球住民代表を日本国会に参加せしめられたい」旨の決議を行い、これが実現方を日本政府等に陳情するところがあつた。この問題の検討に関連してよく引用されるのは、西ベルリンが東ベルリン地区をも含めた全ベルリン市議会制をとつてきた事例と、米議会においてハワイ、アラスカ、プエルトリコ等の代表参加が認められてきた事例とあるので、その実情を調査した。

ただし米国の場合、右関係地域は本来米国自身の施政領域のことであり、これを現に他国の施政下に置かれている沖縄の場合に当てはめることは適当でないと考えられる。

4/
4/、西ベルリン市議会における東ベルリン議席

留保の実例

(1) 経緯

1944年9月、連合国欧州諮詢委員会は、ベルリンを共同占領し、施政上英、米、仏、ソ連の管轄する4地区に分割する旨の決定を行ない、次いでこれは関係国政府によつて確認された。

1945年から48年まで、4カ国連合司令部は東ベルリン地区にある市政府及び20の地区委員会を通じて全ベルリン市政を管理していたが、1948年6月ソ連の連合司令部脱退、それに続く統一的な行政機構の維持は困難となり、市議会もソ連地区での開催は不可能となつたため、西ベルリンのシェーネベルク区役所に移された。同年10月予定された全ベルリン市の選挙はソ連の拒否によつて実施されず、同年12月西欧地区だけで行なわれ、東独の統一

社会党はこの選挙をボイコットした。

1950年、西ベルリン市当局は全ベルリン市を領域とする新憲法と、これに基づく新選挙法を制定し、同年12月この新憲法下の選挙を行なつたが、この選挙も実際上は西ベルリン地区のみで施行されたに過ぎない。

その結果、ベルリン市議会の全議席数200のうち、東ベルリン地区に属する67議席は空席となることとなつた。

両ベルリン市当局はこれが応急対策として、1950年9月28日の「ベルリン選挙法」及びこれに基づく1951年3月27日の「選挙を阻止した地区（東ベルリン）の代表に関する法律」の規定を適用して、旧市議会に属していた選出された議員で、12月3日東ベルリン地区に住所をもつていたものは新市議会に属し、協議権を有するものとする、との措置をとつたが、これに該

当するものは8名のみであつた。その後、1954年12月、1958年12月の2回西ベルリン地区のみで選挙が行なわれてゐるが、この時は2回共前記の如き応急措置はとられていない。

(4) 法制

法制上は、1950年制定の現行「ベルリン憲法」は大ベルリン市主義をとり、東西ベルリンを区別していない。

ベルリン憲法第1章第4条第1項

「ベルリンは前大ベルリン地域団体（the former Territorial Corporation of Greater Berlin）

の区域を包括し、その境界は本憲法発効の日における界域とする。地域のいかなる変更も民代議機関の同意を要する」

同条第2項

「ベルリンは20の区（Bezirke）に分かれ、区の境界は変更されうるが、区の数は法律のみによつて増減される」

上記 20 区のうち 8 区は東ベルリン地区に所在し、他の 12 区が西ベルリン地区に属する。

次に同憲法は市議会の構成及び議員の選挙につき次のとおり規定している。

ベルリン憲法第 3 章第 25 条

「(1) 市議会は投票権を有つドイツ市民により選挙された民代議機関である。

(2) 市議会は 200 名の議員をもつて構成される」

議員の任期は 4 年、選挙権は選挙の日に満 20 歳に達し、且つ 6 カ月以上ベルリンに居住するすべての独逸国民に与えられ、そのうち満 25 歳以上のものが議員に立候補できる。

200 名の議員定数のうち 133 議席は西ベルリン地区に属し、67 議席は東ベルリン地区に属する。

しかしながら、全ベルリン市区に亘る市

議会議員の選挙が円滑に行なわれない場合に備えて、1950 年 9 月 28 日付選挙法は次の如き特殊規定を設けている。

同法第 7 条

「(1) 不可抗力により / ないし数選挙区における選挙の施行が妨げられた場合は、選挙が施行される選挙区の選出議員数の合計は議員の最高数に対し、それら選挙区の住民数が (全) ベルリン住民数に対して占める率と同一比率を保たねばならない。

(2) 市議会は、1950 年 1 月 3 日に不可抗力により選挙が妨げられる選挙区について、それ等選挙区において以前選出された市議会議員を (新) 市議会議員と見做す旨を決議することが出来る」

これを根拠法として 1951 年 3 月 27 日の「選挙を阻止した地区の代表に関する法律」は次の補充議員の規定を設けた。

同法第1条

「次の市議会議員は協議権を有する議員として市議会に属する。1950年12月3日不可抗力により選挙区（注、東ベルリンの8区）において1946年10月20日の選挙により新たに選出され、又は繰上つたもので1950年12月3日東ベルリンに住所を有していたもの。

（2）第1項の規定は第2回選挙期の市議会議員会議に最終まで属していた議員のみに適用される」

これによつて東ベルリン地区よりの選出議員が完全に空席となることを防いだ訳だが、これによつて補充議員となつたものは8名に過ぎず、東ベルリン地区に属する残余の59議席は空席のまま留保された。

これ等補充議員は協議権は有するが議決権は有しないものとされた。

1954年12月15日選挙以降の市議会についてはこの種法律は公布されていない。

2. 米議会における特別地域代表の実例

（1）経緯

米議会においては、ハワイおよびアラスカは最近の州制施行までその代表参加を認められていた。又プエルトリコは現在も引き続き同様の代表参加を認められている。

代表参加が認められているのは下院のみであつて、ハワイ、アラスカよりのそれはDelegateと称せられ、プエルトリコよりのそれはResident Commissionerと称せられ、員数は各1名で、任期は2カ年である。

この制度は1871年に採用され、その後数次にわたり修正され、補完された。ただしプエルトリコが出している住民委員（Resident Commissioner）に関する規定が採用されたのは1904年であり、独立以前の

フィリピンはこの形式で代表を参加せしめ
ていた。

(2) 法制

これ等の特別地域の代表は下院において、
本会議および所定の委員会で票決に加わる
ことは出来ないが、その他の点では一般の
議員と殆んど同様の権限と特権を享有する。

議会関係事項における代表の権限および
特権は自己の選出された領域に關係ある立
法に限定されない。

代表は、下院本会議で討論をなし得、又
討論に加わるべく他の議員を指名すること
も出来るのみならず、再審議の動議を除い
ては議員がなし得るいかなる動議をもなし
得る。

代表は、発言不当に関する議長抗議 (make
a point of order) および法案審議への
抗議をなすことを認められ、賛否数の採決
者にも指名され得るし、又委員会のための

報告を行つた例がある。

ハワイ代表およびフェルトリコ住民委員
は農務、軍事、内務および島内問題の各委
員会に追加委員 (additional member) とし
て選出されるを要し、又アラスカ代表は農
務、軍事、商事、海運および水産、内務お
よび島内問題の各委員会に追加委員として
選出さるべき規定となつていた。

それ等代表および住民委員は委員会にお
いても下院におけると同様の権限および特
権を有する (又は有した) が、数例を除い
てはこれ等特定以外の委員会には通常指名
されず、又一代表が或る特定委員会の議長
に就任した例がある。

下院の構成には、これ等地域代表名も表
示されるが、書記は点呼を行わない。

代表は不法行為につき逮捕され、調査さ
れるが、過半数又は三分の二投票によつて
除名されるか否かに関しては否認された。

(I) Constitution of Berlin
dated September 1, 1950/

Chapter I. Fundamental Provision

Article 4

(1) Berlin comprises the area of the former Territorial Corporation of Greater Berlin, the boundaries being those of the date when this Constitution comes into force. Any territorial change requires the consent of the Popular Representatives Body.

(2) Berlin is divided into twenty Boroughs (Bezirke). Borough boundaries may be changed and the number of the Boroughs reduced or increased by law only.

Chapter III. The Popular Representative Body

Article 25

(1) The City Council is the Popular Representative Body elected by the German citizens having the right of vote.

(2) The City Council is composed of two hundred Representatives.

Article 26

(3) All German nationals having attained, on the day of the election, the age of twenty years and having resided in Berlin for at least six months have the right to vote.

(5) All persons who are entitled to vote may stand for election if they have attained the age of twenty-five years on the day of election.

(II) Law concerning the Election to be held on December 3, 1950
dated Sept. 28, 1950/

Article 7

(1) Should the holding of the election be prevented in one or several districts by force majeure, the total number of

Representatives

- 2 -

Representatives to be elected in those electoral districts where the election is held must bear the same ratio to maximum number of Representatives as the number of inhabitants of those electoral districts bear to the number of inhabitants of Berlin.

(2) The City Council may resolve that such City Assembly members as have formerly been elected in those electoral districts where on December 3, 1950, the election is prevented by force majeure shall be deemed members of the City Council.

(III) Gesetz über eine Vertretung der an der Wahl verhinderten Kreise im Abgeordnetenhaus.
Vom 27. März 1951/

Das Abgeordnetenhaus hat das folgende Gesetz beschlossen:

§ 1

(1) Dem Abgeordnetenhaus gehören als Abgeordnete mit beratender Stimme die Stadtverordneten an, die am 20. Oktober 1946 auf Kreiswahlvorschlägen derjenigen Wahlkreise gewählt worden sind oder nachgerückt sind, in denen am 3. Dezember 1950 die Durchführung der Wahl durch höhere Gewalt verhindert war, und am 3. Dezember 1950 ihren Wohnsitz im Ostsektor hatten.

(2) Die Vorschrift des Abs. 1 findet nur Anwendung auf Stadtverordnete, die der Stadtverordnetenversammlung in der II. Wahlperiode bis zu deren Ende angehört haben.

§ 2

(1) Der Senat stellt fest, auf welche Personen die Voraussetzungen des § 1 zutreffen.

(2) Die Vorschriften des § 79 Abs. 1 bis 3 und 5 und des § 80 Abs. 1 a bis c der Wahlordnung von 28. September 1950 (VOBL. I S. 446) finden entsprechende Anwendung. Nach Eingang der schriftlichen Erklärungen hat der Senat im Verordnungsblatt für Berlin die Namen der Abgeordneten bekanntzugeben, die gemäß § 1 dem Abgeordnetenhaus mit beratender Stimme angehören.

(3)

- 3 -

- (3) Ein Nachrücken von Ersatzmännern ist ausgeschlossen.
- (4) Wer in der Feststellung des Senats (Abs. 1) nicht genannt ist und Anspruch darauf erhebt, dass die Voraussetzungen des § 1 auf ihn zutreffen, kann binnen zwei Wochen beim Senat Einspruch erheben.
- (5) Der Senat hat den Einspruch dem Wahlprüfungsgericht zur Entscheidung vorzulegen. Die Vorschrift des § 84 der Wahlordnung vom 28. September 1950 (VOBl. I S. 446) findet entsprechende Anwendung.

§ 3:

Das Gesetz tritt am 15. März 1951 in Kraft.

Das vorstehende Gesetz wird hiermit verkündet.

Berlin, den 29. März 1951.

Der Regierende Bürgermeister

Dr. Reuter

1.3
MARUMOTO AND MARUMOTO

HONOLULU, HAWAII

FRANK T. TAKAO

July 13, 1961

Consulate General of Japan
1742 Nuuahu Avenue
Honolulu, Hawaii

Subject: Statutory Provisions for the Election of Delegate to Congress During the Territorial Status of Hawaii

Gentlemen:

I furnish you the following information in response to your inquiry regarding the above mentioned subject.

The basic statutory provision for the election of Delegate to Congress from Hawaii during the Territorial status of Hawaii was contained in Section 85 of "An Act to Provide a Government for the Territory of Hawaii," commonly known as the Hawaiian Organic Act, being the Act of April 30, 1900, 31 United States Statutes at Large 141, Chapter 339. The provision reads as follows:

"Sec. 85. Delegate to Congress. That a Delegate to the House of Representatives of the United States, to serve during each Congress, shall be elected by the voters qualified to vote for members of the house of representatives of the legislature. Such delegate shall possess the qualifications necessary for membership of the senate of the legislature of Hawaii.

"Such election shall be held on the first Tuesday after the first Monday in November of every even year and at such places as shall be designated by the secretary of the territory. The ballot for delegate shall be such as the legislature of Hawaii may designate, and until provision is made by the territorial legislature the ballot shall be of pink paper and shall be of the same general form as those used for the election of representatives to the legislature.

"The

Consulate General of Japan

- 2 -

July 13, 1961

"The method of certifying the names of candidates for place on this ballot and all the conduct of the election of a Delegate shall be in conformity to the general election laws of the Territory of Hawaii.

"The person having the greatest number of votes shall be declared by the governor duly elected, and a certificate shall be given accordingly.

"Every such Delegate shall have a seat in the House of Representatives with the right of debate, but not of voting. In case of a vacancy occurring in the office of Delegate, the governor of the Territory is directed to call a special election to fill such vacancy: Provided, however, That no vacancy shall be filled which occurs within five months of the expiration of a Congressional term.

"The legislature of the Territory of Hawaii shall have the right to alter or amend any part of the election laws of said Territory, including those providing for an election of Delegate to Congress, and its action shall be the law, with full binding force, until altered, amended, or repealed by Congress."

Thus, under the statute:

1. The Delegate was elected by the voters qualified to vote for members of the house of representatives of the legislature of the Territory of Hawaii. The qualifications for voters were set forth in Section 60 of the Organic Act, which read:

"Sec. 60. Qualifications of voters for representatives. That in order to be qualified to vote for representatives a person shall--

"First. Be a citizen of the United States.

"Second. Have resided in the Territory not less than one year preceding and in the representative district in which he offers to register not less than three months immediately preceding the time at which he offers to register.

"Third.

Consulate General of Japan

- 3 -

July 13, 1961

"Third. Have attained the age of twenty-one years.

"Fourth. Prior to each regular election, during the time prescribed by law for registration, have caused his name to be entered on the register of voters for representatives for his district.

"Fifth. Be able to speak, read and write the English or Hawaiian language."

2. The Delegate was required to possess the qualifications necessary for membership of the senate of the legislature of the Territory of Hawaii. The qualifications for members of the senate were set forth in Section 34 of the Organic Act, which read:

"Sec. 34. Qualifications of senators. That in order to be eligible to election as a senator a person shall--

"Be a citizen of the United States;

"Have attained the age of thirty years;

"Have resided in the Hawaiian Islands not less than three years and be qualified to vote for senators in the district from which he is elected."

3. The election for the Delegate was held on the first Tuesday after the first Monday in November of each even year.

4. The names of candidates for Delegate were required to be certified and the election was required to be in conformity with the general election laws of the Territory of Hawaii. The general election laws of the Territory of Hawaii are compiled in Chapter 11 of the Revised Laws of Hawaii 1955.

5. The Delegate had a seat in the House of Representatives of the United States, with the right of debate but not of voting.

6. A vacancy in the office of the Delegate was filled at a special election called by the Governor of the Territory of Hawaii.

Yours very truly,

Masaji Marumoto

MM:ks

沖縄住民代表の日本国会審議会

参加の件

昭和36-10月

沖縄住民代表が日本国会に法的資格

と認められて他の議員と同様に審議に

加わることは明かに國政参与であり

かかる參政権は日本憲法施行地域に

あり他國民と同様義務を盡しうる

場合には又認められるべきものといへぐ

日本國籍を有する沖縄住民は

あり、この間は特別の法的

地位はないしまた日本政府からみて

いたりを行ふことは米施政権と抵觸

す。

しかし沖縄住民も日本国民である

外務省

で、國公の要求ある場合は、その都度参考人

等の形式で國公に去年し、國政に關係

ある事項につき審問に応じ、かつ意見

希望を述べるところは通常、國民的権

利として之つかえないと考えられる。

この場合も、当該沖縄住民が、未施政

下。公的地位を有する場合は、自らから

～基於米國公的公見が米側より

2.9身分の制約を受けることと予想される。

外務省

沖縄住民の国会参加問題

沖縄住民代表の国会参加問題

3749
亜 北

1. 現状

(1) 現在沖縄住民が議員の選出によって国政に参加することは認められていない。ことは、日本の施政権が沖縄に及んでいないことの当然の帰結である。（日本国民たる沖縄住民が日本政府の施政地域に移居した場合に国会議員の選挙権、被選挙権を有し得ることは勿論である。）

(2) しかるに、沖縄において、住民代表の国会参加に対する要望は逐次高まりつつあり、昨年4月21日及び本年2月13日の2回に亘つて沖縄立法院は国会参加に関する要

請決議を行ない、日米両国政府及び国会に善処方を要望している。（決議文別添）

(3) また、本件は最近国会においても問題となつており、沖縄住民代表を何らかの形で国会に出席せしめるようにとの要望は、今後さらに強くなると推測される。

2. 問題点

(1) 沖縄住民代表が国会の本会議並びに特定の委員会に出席し、審議を聴取し、或は要求に応じ「参考人」として意見を述べる資格を法律によつて認められる場合

沖縄住民代表に対し、一般傍聬人より、やや勝る待遇（即ち本会議並びに特定委員会に出席出来る）を法律上認めるに止まり、別段両院の組織を変更するものではないので、関係法規を改正することによつて実施可能であるが、日本の法規の施行を沖縄にも及ぼすといつて困難がある。

さらに、日本国会において沖縄住民の代表をして（単なる参考人としてであつても）、米国の沖縄統治を批判せしめることを法律

上の制度として認めることは、日本が米国の沖縄統治を条約上の権利として認めている建前にもかんがみ、対米考慮上適当であると考究られる。

(2) 採決に加われないので、討論を行ない、動議を提出する等、議員に準じた一定の地位、職権を認められる場合

沖縄住民代表が或る限度で国会の実質審議に加わることとなるので、これを国会の構成員と見做さざるを得ない。然るところ、憲法第43条には「両議院は全國民を代表する選挙された議員で、これを組織する」と規定されているので、沖縄住民代表を両議院の一つは双方の組織に加えるためには日本の選挙法が沖縄においても施行される

必要があり、現段階では実現困難である。

また、沖縄が米国の施政下に置かれたまま、その施政に服する住民が国会に何等かの形の代表を出すことは、国会が国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である（憲法第41条）性質より見て、現実に国権或いは立法権の及ばない地域の国民（この点は一般の外国在留者と同様である）に何等かの意味での国会の権能を（一部ではあつても）及ぼそうとするものであり、この点からも法理的に頗る無理である。

次に米側からみた場合、米国の施政下にある沖縄住民の代表が他の国（即ち、日本）の施政権を構成する立法機関に、その国（日本）の法的資格を帯びて出席することはた

とえ、それが日本国籍を有しているにしても、施政権と抵触すると認めるであろう。何となれば、立法機関への議員または住民代表の選出を認めることは、本来、その地域またはその国における施政権の最も本質的な内容を構成するものだからである。

(4) 沖縄住民がたまたま日本本土に来ている場合に、国会の要求に応じ証人、公述人または参考人として国会の委員会または公聴会に出席して発言することは、現行法上可能であり、これを制限することは適当ではない。（この点は、従来米国に説明すみ）しかしながらこの場合においても、上述のように、日本国会で沖縄住民をして米国の沖縄施政について批判的発言を行なわし

めるととは対米考慮上適当を欠くと考え方
れる。

3. 米側に対する申入れ

沖縄住民の国会審議参加は、米国の施政権
に直接関係する事項を含むので、今直ちに何
らかの措置を執ることを申し入れないとと
する。

もつとも、上述ふれについてのわが方の考え方
方を米側に伝え、その了解を確認して置くと
とが適当であると考える。

4. 資料

- (1) 参議院予算委分科会記録抜き（答弁資
料を含む）
- (2) 沖縄立法院決議
- (3) 参考人及び証人関係法律の関係規定
- (4) ペルリン議会における東独の議席について
- (5) 米国議会におけるハワイ、アラスカ、フ
エルトリコの議席について

秘
まで

沖縄住民代表の国会参加問題

37.4.13
北　　南

1. 現状

(1) 現在沖縄住民は、沖縄の全部又は一部を選挙区とする国会議員を選出して国政に参加することを認められていない。このことは、日本の施政権が沖縄に及んでいないこと、すなわち、沖縄が米国の施政下にあるため日本の選挙法を沖縄に施行しえないとによる当然の帰結である。

(もつとも、これは沖縄住民が日本国民として有する被選挙権、選挙権そのものを否定しているのではなく、法理的には沖縄住民はそのいずれをも有していると解される。従つて、沖縄住民が沖縄に居住しながら例えば鹿児島を選挙区として立候補することは可能であり、また、本土に移居した場合は、被選挙権及び選挙権を有効に行使

することができる。)

(2) 然るに、沖縄において、住民代表の国会参加に対する要望は逐次高まりつつあり、昨年4月21日及び本年2月13日の2回に亘り、沖縄立法院は、住民代表の国会参加を要請する決議を行ない、日米両国政府及び国会に善処方を要望している。

この要望にいう「住民代表」の選定及び「国会参加」の方式は、必ずしも明確にされていないが、今直ちに米国の施政権を排除して沖縄において国会議員の選挙を行なうことを意図するものではなく、例えば立法院の決議によつて指定された住民代表を国会の審議に参加せしめ、住民の意思を表明させる機会をうることを目標としているものと考えられている。

(3) また、本件は、最近国会においても問題となつており、沖縄住民を何らかの形で国会に出席せしめるようにしたいとの要望は

今後さらに強まるものと予測される。

2. 問題点

住民代表を国会に参加させる形式について、
各場合に生ずる問題は、次のとおりと考へら
れる。

(1) 沖縄において選挙を行なう場合

国権の最高機関であり、國の唯一の立法
機関である国会への議員の選出を行なうこ
とは、施政権の本質的な内容を構成すると
考へられるから、沖縄が米国の施政下に置
かれている状態において同地域で国会議員
の選挙を行なうことは、一方において、國
権を沖縄に及ぼすことであると同時に、他
方において、米国の施政権を排除するもの
であると見られる。従つて、施政権の返還
を見ない現在沖縄において選挙を行なうこ
とは、極めて困難であると考へられる。

法律技術的には、公職選挙法を改正して、
現行選挙区（同法別表）に沖縄区を加え、

但し書きにおいて、施政権の返還されま
で同区における選挙を実施しない旨を規定
することは可能であるが、このような架空
の選挙区の設定は何ら実益がないのみなら
ず、政治的にも意味がないと考へられる。

(2) 沖縄住民代表に対し、国会に出席する権
利を与え、採決には加わらないが、発言、
議案提出等について議員に準じた地位を認
める場合

住民代表が国会の実質的審議に加わること
になる点において、前記(1)の場合と同様
の問題が生ずる。一定の制限があるにしてもまた、実質的審議に加わることは、当然国会の構成員となることを
意味するから、憲法第43条にいう選挙を
沖縄において実施せずにかかる「住民代表
の国会参加を考えうるかについて疑義が生
ずると思われる。

(3) 沖縄住民代表に対し、国会の本会議及び
委員会（秘密会を除く。）に出席して、(1)

審議を聴取し、~~米~~国会側の要求に応じて参考人として意見を述べる資格を認める場合

この場合は、住民代表に対し、一般傍聴人又は参考人よりも若干まさる待遇を与えるに止まり、国会の組織構成を変更するものではないから、参考人に関する法令の一部規定を改正することによって実施することができる。~~と見られる~~。然しながら、このような資格を認めることができ単に沖縄住民代表に選択的任意的に適用されるのであり、従つて、恩給等の如く純粹に属人的な適用であるとみなすとしても、かかる制度の公共性又は公益性から見て、その法益を確保するためには、米国の側からする侵害を排除する実効性を持たせることが必要であり、この点において、日本の法規の沖縄における適用、引いては米国の施政権との抵触の問題が生ずる。

また、住民代表に対し国会において米国

の沖縄統治を批判させることを認める法律上の制度を設けることは、米国が平和条約に基づいて三権を行使している建前から見ても、対米考慮上適当を欠くと考えられる。

(4) たまたま本土に来ている沖縄住民に、国会の要求に応じ参考人、証人又は公述人として委員会又は公聴会に出席し、発言させる場合

これは現行法令の下において、すでに可能なことであり、何ら制限を課されていない。この場合、「住民」は「住民代表」の資格を法律上認められるものではないが、その住民が立法院議員又は行政主席等の代表的性格を持つた者であることを妨げるものでないから、国会において、それらの者の発言を沖縄住民を代表した発言として審議の参考とすることは可能と考えられる。

然しながら、この場合においても、上記(3)後段と同様の配慮をする必要がある。(今

国会会期中にもこのような提案が非公式に
なされたことがあつたが、実現しなかつた。)

3. 米側に対する申し入れ

前記(1)、(2)及び(3)の形式による沖縄住民代表の国会参加は、米国の施政権に直接関係する事項を含んでおり、現段階における対米政策上これらの問題を提起することは、実現の可能性を度外視するとしても、適当でないと考えられるので、今直ちに何らかの措置を執ることを申し入れないこととする。

前記(4)の場合については、すでに米側に対し、今までに非公式に説明済であるが、今回の日米協議に際し、わが方の考え方を米側に伝え、その了解を確認して置くことが妥当であると考える。

外務省	議長
審議官	参事官
北東アジア課長	法規課長
沖縄・南洋の両支局	11月2日 (1)
	11月24日 (2)
標準件名記載の下記	件名記載
準備資料件名記載の下記	法規課
ト次のヒホリ。	
1. 沖縄住民代表の日本参政権問題	
2. 沖縄住民の日本政府の領地登記	
3. 沖縄住民代表の日本参政権問題	
4. 以下の方は沖縄住民代表に付し日本 の憲法と権利と日本を要する方に付し参考	
5. おおきいもの資料を沖縄支局に付し参考	
GA-6	外務省

内閣の本質は、中々層に付ける傾向にあります。
内閣の施政方針と、実現度合いがどうなったか。
内閣と議院との関係を示す。
内閣と地方との関係を示す。
内閣の半日、施政方針に対する実現度を構成するとは同じ算算り。一方で国会へより出席を要請された時、議院の評議會に付ける議會が施政方針が政策的政策の実現が実現する。
発表日は予想上 03/24 から 04/11 の間
議題を排除する。又かの半日は議會
内閣は議會に付ける。内閣の外務省

アーチストの名前を「アーティスト」、先日のアーティスト

「おれの物語」シリウスの「裸体像」

日本主席に寄りは未例の七城許可の事態

七、三、清金官改三中K1070記12346

69. 1. 1. 有能者與之持而使之使能者

七章之變化》

中銀(3) 民16年3月11日 信義の御出資

千葉日記 1998年10月3日 (4) 旅宿情才祭

从以上各点推论解卦之补修本原之各爻

3. 陽明經之發病部位（經行部位）（2）

第一部分 2. 球面在学 30 例 13

格安化に発給权限を認めたものである

7(4) 2011. 10. 25. 11:55 2011. 10. 25. 11:55

(1) 小吉怪 (浮) 外移省之大凶甲子移丙子丁丑

以擴大其發送範圍並擴大其發送距離。

律改而新其法，是爲妙也。」

④ 物理的力とホト外格済の核陶乙体

1945年6月1日外務大臣河原敏三委託

4.6. (20) 26.04.2018 11:13 (a.m.)

（六）第二章——高僧（第33—112页，123页）

增加長度，並修改其內容為極限條件

福壽安康，體健多福，年年有餘。

→ 24.1. 売合せ取引による外資子会社

（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）（十一）（十二）（十三）（十四）（十五）

先流去1只右10-12mm左右毛毛的像什么

答應才，至，旅居終不會，申請，必要

とされる者達は、如何なる太陽星を改めてか

卷之三

<p style="text-align: center;">秘密</p> <p style="text-align: center;">無期限</p> <p style="text-align: center;">年月日 4月2日</p>	
<p style="text-align: center;">北米局長 参事官 北米課長</p> <p style="text-align: center;">(法規課長) 代理 沿岸課 (4月2日)</p>	
<p style="text-align: center;">沖縄住民代表の国政参加 問題 12-112</p> <p style="text-align: center;">(4月2日)</p>	
<p style="text-align: center;">42.10.3. 米.北.</p>	
<p style="text-align: center;">1. 現状</p>	
<p>(1) 沖縄住民は日本国民であるから、法理的には日本国民が保有する選舉権、被選舉権を保有していることは否定しえないが、沖縄が平和条約によって基づいて</p>	
<p>2. 米国統治下に於ける現在の、日本の選舉法を沖縄に適用することは</p>	
<p>GA-5</p>	
<p style="text-align: center;">外務省</p>	

<p style="text-align: center;">2. 沖縄住民は沖縄を選舉区とする国会議員を選出する 権利に参加するには認めたる 事。</p>	
<p>(1) 沖縄住民が日本国民との選舉権 被選舉権を保有していることから、(2)</p>	
<p>3. 本土の米住民の選舉権行使 権利、故に沖縄の居住者 から鹿児島県等の選舉区と して並置補丁は不可能である。</p>	
<p>但し、場合に沖縄住民代表の 国政参加といふ意義はない。</p>	
<p>(2) しかし沖縄はまだ独立代表の國 政参加の条件を満たさないが故に</p>	
<p>GA-6</p>	
<p style="text-align: center;">外務省</p>	

3

3-311. 沖縄立法院件 昭和36年

4月21日 及び 昭和37年2月13日 9時開会

1. 1. 「住民代表」の「国会参加」を要請の決議を行ひ、日本両国政府

2. 1. 国会に善処方を要望(2月3日)。前記要望に付し、「住民代表」の選定及び

「国会参加」の方式件件下に明確に付されしとし、七七立法院の決議

3. 1. 指名された住民代表は国会の審議に参加せしめ、沖縄住民の意見を

表明された機会を得て日本政府に意見を述べし所である。

4. 後 昭和37年4月18日 沖縄立法院議長が、沖縄衆議院議長と致

4

1. 1. 在向處1-2-29 要望を表明し
其陳、済瀬議長は、兩院議長に示す

3-311. 代表議席の例を示す所
4. 1. 沖縄側が具体的な措置を

5. 1. 提出されれば、正式の検討がな
れ、之に随へて議論がなさる。

2. 国政参加の形式とその問題点

(1) 沖縄は常に選挙権を持たず、国会議員を選出
せず。

二つ方式が可能であるが、沖縄住民の国
政参加が完全に実現するにはまだ時間がかかる。

二小体案は公取選挙法を改正して沖縄に
適用するかの問題はまだあるが、年々条

約式3年で審議され、現在米国が沖縄に
行使する施政権の内容を考慮して

審議する意味で、現状の二つは
現状の問題を問題としない。

外務省

5

(2) 沖縄住民代表が沖縄国会の出席の権利を
もつて、議決権をもつて行動するが、発言、議案

提出等が常に議員の満意が問題とされる
現状。

二つ方式は米国議会が常にハワイ州の
権力が州議会に施政権をもつて州議会が州

又ハワイ州議会が現在も議員の権利を保有す
るが、本州、西海岸議会が州議会

ハワイ州議会との下位議院を持たない
こと。

二つ方式で沖縄住民代表が沖縄に適用する
場合、住民代表が国会の審議の場

議院に加入せずしては議員としての権利の
沖縄の行使の施政権上の問題をもつて問題

外務省

6

7
作詢題加焉。

本來一定の制限加焉と云ふ

實質的意義は加わるに非然の公、
構成員は存する意味がある、憲法

第43条(1)「墮落、乞沖縄の公の
實施せば、即ち「殖民地」の國公

参加を許さざれば、意義が生じ、
かく、國公法等の改正の必要が起る

2. 23. 5.

8
(3) 沖縄住民代表に付し、國公の本會議

及公參會(社會公參會)に本席(2)

而實質的意義は、國公側の要請に在り、
參會人による意見を述べる資格を認めた

この場合本住民代表に付し一般議院
人又は參會人下に若干本席の待遇を

此之に止利、國公の組織構成の変更
に付する付付の事、參會人の國公法等

(實質的權利及公參會的權利)の改正以降
實施したが可能であると思ふ。

9

(4) 七十年本埠第二十三津繩底民12、國公9要
本埠心齋老人、紹人又姓公連人之12哥

電信又收公報公報已由席上發言者作之

二小体現行法會の下 W. W. W. & B. E. G. T.
能登はこの年、T. G. G. S. が新規に開いた。

二、場合「住民」は「住民代表」の資格を
法律上認めたるる者であるか? その

（人民）立法院議員又比行政主席等，
（人民）性格是持之以恒的場合。

國會以本112年4月の名の發言を算上沖
繩往民生代號の發言と12審議の参考

253 = 414 可能比 252 小 3。

10

(5) VCL 上の操作を 12 節の 沖縄経済の変遷 に記載する。

右の沖縄時代の印政号加々129
番号、加藤の5323、一九六六年六月九日

香港由總理和中國的人民代表公選
由行政會議制選的問題。香港

小3方式14. 应该将解决办法署名或
执行权责单位的经办人署名或

「「和木の木下 おおきな風の吹きぬけの 遊木乃至
（和木）」」
（和木）
（和木）

۷۳

（八）基因工程与基因治疗

3. 所謂潛在議席を設けた問題

公私選舉法を改正し、選行選舉区の沖縄
区を加之、「但し施政権が選舉をめたまへ」

同区の公私選舉法案施行の旨を規定
したところ、所謂潛在議席を設けたことか

れども、二つ目は架空の選舉区の設立
は実益があるのではあるが、政治的にも大した

意味がない。二つ目、沖縄は既に加入
したばかりの新区域であることは

既に明かだ。

二つ問題のうちで 1949年3月の

選舉制度委員会（会長 内閣共助）の改
革の計画答申の「旧沖縄県の地域

は一つも二つも同地域を加へる選

(集議院議員)

議員としての権利の4分の1を配当し
たところが過半数であると認めた。但し当分、

向選舉区行なう。即ち議院の合計
421議員。

2. 1949年12月12日公信文

下院局長より、"潜れ議席の設置は
新設選舉区上の結果より小出しにして

不適切であるとの理由で、米國の施政権下
に於ける選舉区計算における選舉区の新設

は必ずしも既設選舉区の過半数を超過
する上を好ましく、且つ10%以上を超過

がめる。

本件 1949年12月12日 諸君了承の上參照。

13
院沖縄特別委員会の計画 沖縄の港
在城原(新醫院と城原、新屋敷地区2箇所)

名義での提案が提出され、二十日計画
は竟側も提案を研究したこと、其提案

は國会提出に至らざり、野党案も結論
は争ひ一本、國会が採決した、同率以

て沖縄特別委員会が採決された。

14
参考

名門の今後 國政参加の実績

(1) 米日協会の名門 特別地域代表

米日協会の名門、1971年6月アスカナ
最後の例制施行中の代表参加を

認めた事例。又7月1日以降現在まで
計16回同様の代表参加を認めた。

代表参加が認めた113回は下院92
回、上院21回、1971.7月2回 8月4回

Delegate & 4th CSB、7月1日は 8月9
日が Resident Commissioner が付

9月3日、夏期休考1月2日(8月11日27日)
2月3日。

二月、特別地域代表休下院の名門

15

7. 今後 R&B の定義の善惡論 (R&B と R-POP との関係)

島内内陸、~~海~~、アスカ、~~アスカ~~、島内内陸、
軍事、商事、海運、~~水産~~、内務、~~内務~~、島内

向題・答考会) 2: 要決に加わる二点
一主な加、主な他の要點は一般的な位置

乙給人乙同样。故陽乙物乙是亨有
13. (振金凶) 亨革復 1-6-4-3 乾-否- 1288

及以待其生 (乙) 望其生而後城之
須待其生而後立之也

但如 ~~舊城區~~ 的代表建議方法以下
陸域區的運動：準備了育成、選舉民、

舊稿題詩 一九三二年二月二日

6

(2) 西猶太会堂 1943 年 11 月 11 日

ハーリーから 連邦共和国(西独) 9-11-20
あるからどうがんづけた 携満加山中へ行こうが

而他の法律はヘルツ等のあるものと
而ヘルツ等を適用せらるべとする。

西へ八九〇メートル 西御多賀院(上院)は4議席
有、西御城会(下院)は22議席を有

7月1日。但しヘルツ代表、連邦議会
議員体一般投票の結果の如く他部

人本子者，人之子也。是以本之。此州之選也。可
送之襄陽。又表決权於州。

(但し 1959年7月1日 新大綱領を適用する
連邦議会は ウェーリング委員会と連邦代表

（同上。憲法修正案の件）

17

(3) 東ベーリー市議会 1943 東ベーリー議事録

9818

1950年東ベーリー市当局は全ベーリー市
を領域とした新憲法と、それを基に新
選舉法を制定し、同年12月20新憲法下
の選舉を行なつたが、この選舉は実質上

東ベーリー地区のみで施行された。

その結果 東ベーリー市議会の全議席数

200議席 東ベーリー地区の議席は67議席

を獲得してしまつた。

東ベーリー市当局はこの結果に満足しな

い 1950年9月28日、「東ベーリー選舉法」を公布

したが 1951年3月27日の「選舉主権法

」(公報 (東ベーリー) 1951年3月3日法律)

GA-6

外務省

18

の規定を適用し、10市議会の議員た
ちが「東ベーリー議事録」12月3日 東ベーリー地区

1-議員を除いた者は、新市議会に属し
議員権を有さないが、議員として扱われる

。この結果13議席が8議席へ減少し、その後
のベーリー選舉の結果からもこの結果は確実

である。

GA-6

外務省

19

參規 2×2

1. 1. (1) μ_{2n}

(1) 沖縄住民は日本国民であるから、法理的には日本国民が保有する選挙権、被選挙権を保有する者は、ということが当然としたい。

沖縄住民は日本国民であるから、日本本土の
国民は外国の日本国民と同様に、兩議院
(居住12)
(居住12)

レ 代表される全国民(憲法第43条)レ 會するものとは
考へらるるか。憲法は「兩議院の議員及他の

選舉人の資格、(第44条)や「選舉区、投票の方法」その他兩議院の議員の選舉に関する事項。

(第47条) は「法律がこれを定めると」としてお

沖縄住民と日本国民と日本本土と日本
(居住区分) (居住区分)

民外國人日本國民と同様に法律に定められた外務省

20

である。 まあ、 沖縄住民であるか故に屬

人の選挙権、被選挙権を奪われるという
二種類の選挙権の喪失がある。他方、仲親体

民」が「沖縄の本籍を有し且つ居住する者」を意味する。而して「沖縄の居住

する日本人と沖縄住民がいる者も、本土への
液航の可能性の問題（沖縄住民は半側の

出域許可を必要とする)を除き、陸岸板被
陸岸板に属する限り、中継住民と同様の地

(2) 事件は「沖縄住民」の行政参加の問題である。
観念上の混乱を避けるため、考え方の上では一つ。

沖縄七選舉区とする「會議員の選出の問題」

たのかをはっきりさせよ必要があると思ふる。
(国會議員は選舉民の代表にして全人口の代表にして
たゞ2/3—憲法第43条参照。) 伏路省

21

「沖縄和平条約第3条に基づく米日の施政下にある現状の下、日本の監督権を

沖縄に適用することはできなく、その結果、属地化する問題である。その結果

「沖縄住民が政治的圧迫問題を提起する」とは云え、その対策は属地化を解決

法的手段と属地化を解決法の2場合と考へらねよう。

2. 2.(1) (5点) について

「現在米国が沖縄で行使している施政

の内容を本筋的に変更することを意味する」とは、
どういふ意味を判断とし、法理論上は、

平和条約第3条にあるのと、日本は当面は沖
縄を日本法に基づく選舉を行なうことにはさ

GA-6

外務省

22

「然る米日の同意があれば可能といふこと
であることは認め。但し、その場合には監督権

反面開拓の実権行使の問題その他核技術
などの困難な問題を生むおそれ。さらに政治的

にも困難な問題を生ずる可能性性がある。

2. 2.(2) (6点) について

「住民代表が国会の実質審議に加わること
に在る点において、米日の沖縄における施政

法との関連から困難な問題がある」とは、
具体的にどういふ問題を指すか、判断とせん。

少くとも法的には施政法との関係の問
題とすることは、代表選出方法及び代表の本

土への依頼である。代表が国会の実質審
議に加わることには問題と思われる。

GA-6

外務省

23

4. 2. (3) (8段) について

「沖縄住民代表」を制度上 設けたのとあ

いは、10段の(1)に指摘されたる 代表選
舉の方法の問題に加えて、代表の本土への

旅航の問題と、半日の施政権との關係が
生じよう。

5. 因する、沖縄住民の代表 或は沖縄正體
等に対する口會議員を口會議議員に参加させ

ることと並んで、口会议立法は法律
と並んで、沖縄に適用できる計画である。

沖縄住民の代表を口会议に参加させることの問題は一
種の利益集団の代表を口会议に参加させることの問題

ニアンスを持つからも見られ、参考人との作
らげともかく 実際審議に当参考させることに

GA-6

外務省

24

つては、技術局とも協議すべき問題と考

えよ。

GA-6

外務省

42.10.5 予稿
送付用紙

北米局長

参考官

法規課長

北米課長

10月5日

「沖縄住民代表の国政参加問題について」の意見

42.10.5

加藤

1. 立法院の議席について (P.3)

立法院の国政参加についての決議は、本年4月28日にも行なわれ、6月5日には山川立法院議長及び取扱議員が上京し、両院において参考人として陳述された。

2. 参加の形式について (P.6)

沖縄住民代表に“国会に出席する権利を与える決にはかわらないが発言、議案提出等について議員に準じた地位を認めること”とされるが、議案提出権を認めるとどうかはさらに検討するとしても、のために議院の構成員となると考える(P.4)ことには疑問がある。さしあたりは政府委員の議席における立場のような関係にすればよいと思う。これならば“国会法改正で可能である。

この限りでは施政権との関係で問題は生じないとと思う。

総理府

3515

3. 潜在議席について (P.11)

昭和38年当時においては、「不適当」と判断されたということであるが、今日においては、高度の政治的判断により一時的に回避することはあっても昭和38年当時と同様に「不適当」として处理するのほ適当ではない。

なお、沖縄住民代表を議員としてではないとしても両院に出席させ発言させるためには野党提案の如き返還後施行というのではなく、公布の日から施行し選挙は返還後に行なうという案が最も妥当であろう。この点に関しては、「参考」にあるように外國において何ら問題とされていないことを、日本において法律的に不可能であると判断することには大きな抵抗を感じる。

4 参考について (P.14)

(1) 本国の例は、同じ施政権下の地域の問題であるから適例ではない。

(2) 西独とベルリンの関係は、まさに適例と思う。

総理府

2

(3) 東西ベーリンの関係は、元来、互に相手側の法的存在を認めないもの関係であるから、沖縄には適例とならない。

以上

総理府

大臣
次官
近藤
米内
葉山
○

沖縄住民の選政参加

内閣1-2112

43.2.13 批判

沖縄住民は3月末党大会を開き、
出席候補を決定する上に選挙権を廃止、
綱領をも費表する予定のところ、その際
選政参加内閣も綱領に取入れる方
を運んで自民党に本件は内閣に種々
斡旋を求めて113。施政方針に
あたっては大臣から閣僚方面より延滞
を受け、事件の固執の事態は解消へ
つ。別途の率直に内閣に本件を了却。
本件は内閣の不取の見解別途の
とおり。

GA-4

外務省

393

大臣
次官
近藤
米内
葉山
○
別
1

沖縄代表選政参加の件

43.2.13 批判

1. 現在のいわゆる「選政参加」は偶々東京に
在る沖縄住民を参考人として会に招請する
形であります。之を一歩進めようとして(1)
は会から沖縄から参考人を呼ませることがで
きることとし、更に(2)著候権なしの代表を会
議会の議場に参加させることとする、等の形が
考へられます。既往、閣僚議事の事はあざらく
御活せざるべく、内閣は必ずせば(1)と
あります。

2. 沖縄代表の選政参加は、沖縄住民の意
見を日本本土の施政に反映せよと云ふ
ことであるから、件の米子施政は本道
接觸のないことであり、米側も之を認

GA-4 外務省

めて差支ないではなきか、との議論もあり
得るが、半側が流れは。

(1) 仲絶住民の意思を反映させねば施政
は沖縄の半國の施政であり、主に日本本土
の施政に直接反映せると云ふことは筋
道である。(このことは、半國の施政施上
云々建設がある以上、日本が半國民に
日本との施政に参加するのを認められない
と同じである。)

(2) 半國の施政下にあって沖縄に対する日本
本政府の政策の実現は、沖縄住民の
代表が参画する事を割合的と認める
ことは、沖縄に対する半國の施政に
日本政府の介入を許すことなり、半國の
施政施上は極めて。(割合的と沖縄)

GA-4

外務省

住民の意見に著しい日本政府の政策と云
認める結果となり。

半島米施政当局が承認すれば、米施
(その結果)
政当局とは連絡を取れる事を得て、
ニと申します。)

と云ふ3つの問題があり、正会が假に
前記(1)(2)のような施政参加問題を進
めるときは、半側はその上に旧約の賭の
地域に難色を示す事、困難な事變の予
想し得る。

3. 米側が不改参加問題に難色を示しつ
ては理由は、前記2のよる建設上の問題の
他に、彼は不改参加を認めないと会は、沖
施政地の諸問題が、米施政当局の手の
届かない本の国会で直接持つ上にうなづけ
より、問題解決に資するよりは、遂に問題

GA-4

外務省

を擴大して本つかしくし、起^ハは沖縄に
向^ハる日本協力に^ハ支障を來^ス。ニ^ハを懸念
3事博^ハアリと認^ハは^ス。從^ハつ差し^シ
上^シな危懼^ハが解消^スし、或^ハは不^ハ参考^ハが許
意^ハが沖縄^ハの施設^ハに著^シく貢献^ス。シ^ハ
利害^ハ合^ハは、前^ハに^スの事例^ハは何^事
かの妥^シ否^ハを考へ^スニ^ハもアリ得^ス。

4. フ^リリト^リコ^ロ W^エ西^ベル^リン^ハ、^ハれきれ
半^シ議^ハ会^ハ及^ハ西^シ社^ハ議^ハ会^ハに、表^シ候^スなき住
民^ハ代表^ハを送^フる^ス。フ^リリト^リコ^ロは米^合議^ハ
由^ハアリから別^リ、西^ベル^リン^ハ側^ハは沖縄
の協^力に^ハお^スせん^スベ^シチ^ハアリ。ナ^ム
カ^ハ、西^ベル^リン^ハ西^シ社^ハ改^ハ參^ス加^スハ^ス、
施設^ハ考へ^ス。米^英佛^ハ政^ハ府^ハが^ハ上述^ハのよ
う^ハ危懼^ハを持^テて、又^ハ不^ハ參^ス加^スを認^ハゆ^ス

~~行^ハソ内^シ便^シの~~
ニ^ハカ^ロ改^ハ革^ハ新^ハ方^ハ利^ハア^シシ^ハの制^シ度^ハ
考^シ慮^シが^シま^ス。
考^シ慮^シ之^ハを実^シ施^スハ^ス113モ^ハアラ^ス。

沖縄県を選挙区とする国会議員の選挙に関する暫定措置に関する法律案

(昭四三、二、六)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、沖縄県（旧沖縄県の地域をいう。以下同じ。）を選挙区とする国會議員の選挙に關し、暫定的に必要な措置を定めるものとする。

（衆議院議員の選挙）

第二条 衆議院議員の選挙に關しては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「選挙法」という。）第十三条及び別表第一の規定にかかわらず、当分の間、沖縄県をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は五人とする。

（参議院議員の選挙）

第三条 参議院（地方選出）議員の選挙に關しては、選挙法第十四条及び別表第二の規定にかかわらず、当分の間、沖縄県をもつて

一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は二人とする。

（国會議員の定数の改訂）

第四条 第二条の規定による選挙が行なわれた場合には、衆議院議員の定数は選挙法第四条第一項及び附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、臨時に同項で定める人数に二人を加えた人数とし、そのうち百人を

全国選出議員、他を地方選出議員とする。

（選挙の期日）

第五条 沖縄県を選挙区とする最初の衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙並びにこれに係る選挙人名簿の調製は、選挙法の規定にかかるらず、別に法律の定める期日において行なうものとする。

前項の規定により行なわれる選挙は、補欠選挙とみなして選挙法の規定を適用する。

(任期)

第六条 第二条又は第三条の規定により行なわれる選挙において選挙された衆議院議員又は参議院議員の任期は、それぞれ、当該選挙の際に在職する衆議院議員又は参議院議員の任期による。この場合において、参議院議員の任期は、それぞれ、その得票数の多い者については当該選挙の際に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期に、その得票数の少ない者については、当該選挙の際に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期による。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（昭四三二六）
公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）の一部を次のようにより改正する。

附則に次の四項を加える。

21 別表第一の規定にかかるらず、硫黄島、伊平屋島、北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）（以下「沖縄」という。）の区域を、衆議院議員選挙の一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は五人とする。

22 別表第二の規定にかかるらず、沖縄の区域を参議院（地方選出）議員選挙の一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は二人とする。

23 前二項の規定による選挙及び沖縄区域に係る選挙人名簿の調製は、本則の規定にかかるらず、別に法律の定める期日において行なうものとする。

24 附則第二十一項の規定による選挙が行なわれた場合には、衆議院議員の定数は、附則第二項の規定にかかるらず、四百九十一人とし、附則第二十二項の規定による選挙が行なわれた場合には、参議院議員の定数は、第四条第二項の規定にかかるらず、二百五十二人とし、そのうち、百人を全国選出議員、百五十二人を地方選出議員とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

沖縄における国会議員の選挙に関する暫定措置法案

(自民党案)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、沖縄県（旧沖縄県の地域をいう。以下同じ。）における国会議員の選挙に關し、必要な暫定措置を定めるものとする。

(衆議院議員の選挙)

第二条 衆議院議員の選挙に關しては、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号。以下「選挙法」という。）第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、当分の間、沖縄県をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は五人とする。

(参議院議員の選挙)

第三条 参議院（地方選出）議員の選挙に關しては、選挙法第十四条及び同法別表第二の規定にかかわらず、当分の間、沖縄県をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は二人とする。

する。

(衆議院議員の定数)

第四条 衆議院議員の定数は、選挙法第四条第一項及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、四百九十一人とする。

(参議院議員の定数)

第五条 参議院議員の定数は、選挙法第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、二百五十二人とし、そのうち、百人を全国選出議員、百五十二人を地方選出議員とする。

(選挙の期日等)

第六条 この法律の施行後沖縄県において行なわれる最初の衆議院議員又は参議院（地方選出）議員の選挙は、選挙法の規定の適用については補欠選挙とみなし、その選挙の期日は政令で指定する。

(最初の任期)

第七条 前条の規定により行なわれる選挙において選挙された衆議院議員又は参議院議員の任期は、それぞれ、当該選挙の際に在職する。

る衆議院議員又は参議院議員の任期による。この場合において、参議院議員の任期は、それぞれ、その得票数の多い者については当該選挙の際に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期に、その得票数の少ない者については当該選挙の際に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期による。

(政令への委任)

第八条 前六条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、旧沖縄県の地域に選挙法が適用されることとなる日から施行する。

沖縄県における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案

(野党三派案)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、沖縄県（旧沖縄県の地域をいう。以下同じ。）における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）の適用についての必要な暫定措置を定めるものとする。

(衆議院議員の選挙)

第二条 衆議院議員の定数は、法第四条第一項及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、臨時に四百九十一人とする。

2 法第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、当分の間、沖縄県をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、五人とする。

(参議院議員の選挙)

第三条 参議院議員の定数は、法第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、臨時に二百五十二人とし、そのうち百五十二人を地方選

出議員とする。

2 法第十四条及び同法別表第二の規定にかかわらず、当分の間、沖縄県をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、二人とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に關し、旧沖縄県の地域に法が適用されることとなる日以後において、政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行後最初に沖縄県において行なわれる衆議院議員又は参議院議員の選挙は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で指定する期日に行なう。

3

前項の規定により行なわれる選挙において選挙された衆議院議員、又は参議院議員の任期は、それぞれ、当該選挙の際現に在職する衆議院議員又は参議院議員の任期による。この場合において、参議院議員の任期は、それぞれ、その得票数の多い者については当該選挙の際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期に、その得票数の少ない者については当該選挙の際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期による。

4 第二項の規定により行なわれる選挙は、補欠選挙とみなして法の規定を適用する。

いわゆる選在議院について

(四三二六)

一 いわゆる選在議院を設ける法案が野党三派から提出され、現在衆議院で審議審議中である。同法案は、沖縄県を選挙区として衆議院議員五人、参議院議員二人を選挙するものとしているが、沖縄の施政権返還後に施行し、選挙を行なおうとするものである。しかし、どのように返還後に施行される法律というものはそれまでは法律として存在しないものであるから疑問がある。

二 昨年自民党案として作られたものもその内容は全く野党案と同様である。

三 試案は、法律そのものは公布の日から施行するが選挙の実施は、返還後にすることとしている点で野党案と異なる。

野党案は沖縄を選挙区とすることが施政権にふれるので、返還までは施行できないといふ立場に立つているものと思われるが、沖縄の地域は現在でも日本領土の一部であり行政区画としては現

在も存在していると考えられ、また、選挙区を定めるのはただ単に定員の配分の手段に過ぎないといえる。現に西ベルリンが西ドイツの一員としてその代表を連邦議会に送つていての例があることを考えれば、このような沖縄を選挙区とする法律は今直ちに選挙を実施するものでない限り何ら施政権によれるものではないと思う。

四 試案には、單独法形式と公選法改正形式とがあるが、特殊な地位にある沖縄に関するものであるから單独法形式がよろと思ふ。

沖縄住民代表の國政參加について

43 2 8

一 国会審議に沖縄住民の意見を反映させるために、衆参両院の内閣委員会(沖縄問題に関する特別委員会が設置される場合には、当該特別委員会)に沖縄住民代表各一名を置くものとすること。

二 沖縄住民代表の任期は、衆議院に置かれる者については任命された日から衆議院の解散の日まで、参議院に置かれる者については任命された日から最近に任期の満了する議員の任期の満了する日までとする。ただし、琉球政府から解任する旨の通知を受けたときは、その通知が衆議院又は参議院に到達した日までとすること。

参議院
内閣委員会

(註)解任は、一括して行なつものとするかどうか問題

三 沖縄住民代表の任命は、琉球政府の申出に基づいて各院の議長が行なつものとする。

沖縄住民代表候補者の選考方法は、琉球政府に委せらるる選考にあたるでは、立法院のすゝんどの他の方法により沖縄住民の意見が反映するよう配慮するものとすること。

(註)立法院のすゝんどの他の方法である。

四 沖縄住民代表は、内閣委員会(沖縄問題に関する特別委員会が設置された場合には、当該特別委員会)に出席し、沖縄の施政権が日本に返還される時に備へて、沖縄の住民の福祉を増進するため審議される経済的及び社会的問題

参議院
内閣委員会

五

頃で沖縄と本土との格差是正及び一体化を要するものについて発言する」と不思議なるものとする。ただし、表決に参加することはできないものと判う。

五　沖縄住民代表には相当額の才費、旅費及び手当を支給すること。
六　単独法案とすること。

現じ沖縄と本土との格差是正及び一体化を是するものについて発行することとするものとする。ただし、表决に参加することはできないものとする。

- 五、沖縄住民代表には相当額り才費、旅費及び手当を支給するものとすること。
- 六、单独法案とすること。

沖縄住民代表の国政参加について

4

一、国会審議に沖縄住民の意見を反映させるため、衆参両院の内閣委員会（沖縄問題に関する特別委員会）に設置される場合には、当該特別委員会に沖縄住民代表各三名を置くこととする。

沖縄住民代表の任期は、衆議院に置かれる者にあつては任命された日から衆議院の解散の日まで、参議院に置かれる者にあつては任命された日から最近に任期の満了する議員の任期の満了する日までとする。ただし、琉球政府から解任する旨の通知を

受けたときは、この通知が衆議院又は参議院に到達した日までとする。

(註) 解任は、括して行なうものとするかどうか問題

三、沖縄住民代表の任命は、琉球政府の申出に基づいて各院の議長が行なうものとすること。

沖縄住民代表候補者の選考方法は、琉球政府に委せらば、選考にあたつては、立法院のすいせんきの他の方法により、沖縄住民の意見を反映するよう努めること。

(註) 正法院のすいせんによるとするのも一方法である。

四、沖縄住民代表の任務は、内閣委員会（沖縄問題に関する特別委員会が設置された場合には、当該特別委員会）に出席して沖縄の教育

委員会

3

水準の向上、沖縄住民の民生福祉の増進、沖縄経済の開発との他、本邦と沖縄との格差是正及び一体化に関する事項に審議に参加するにあたる。ただし、表决に参加することはできないものとすること。

(註) 本会議における表决は認めることはできないとしても出席して審議に加わることは認めてもよいのではないかとの意見

もあとう。しかし、現在の国会運営においては、本会議は、ほとんど意思決定のために開かれるものであるから、委員会のみとするべきである。

(2) 委員会における表决権を認めても、院の意思決定ではないかうよいではないか、と、う意見もあとうか、委員会の意思決定

議題

五

定でもこの構成員となるやうだから疑問がある。

(3) 他の委員会に出席する」とを認めたうといふ意見もある。しかし、沖縄に関することは当該委員会で十分審議すべきであるはずであるから、その必要がない。

(4) 格差是正及び一体化以外の事項についても審議に参加させても
よからうといふ意見もあるつゝ。しかし、沖縄在民代表を置
くのは、返還するまでに處理すべき格差是正及び一体化に關
する事項について住民の意見が反映されるようにするため
のものであらから、それに限定すべきであらう。

四庫全書

卷之三

冲縄住民の国政参加への考え方

今後実施される主席公選及び立法院議員選挙は沖縄問題が日米間の「」の重要な問題となる。一方の結果の如何は、また重要な反対の人の選挙を通じて、沖縄の国政参加の問題が最も大きな争点となる。予想される最早現在野党による提案され、3. 沖縄議席法案を成立させるべく微温的の措置は、沖縄住民の満足を得るだけではなく、従つて今後選挙と有利に導くためには、何等かの形で沖縄住民の国政参加の実現を公約する必要があるものと思われる。

二、沖縄の祖国復帰と実現するための前提として、沖縄の長期経済計画策定し、教育、民生福祉はもとより、沖縄の行政制度の一本化を促進するため、当面の課題として、沖縄住民の國政参加権を確保

主 題
沖縄住民の國政参加への考え方
立法院議員選挙
沖縄の国政参加の問題
沖縄の行政制度の一本化
沖縄の教育、民生福祉の問題
沖縄の行政制度の一本化を促進するための課題
沖縄住民の國政参加権を確保

の将来の諸計画に於ける意と反映せしり
よつて、之に何が似てゐる。

四 沖縄住民などのいう形で為代国会に於
权をもたらせんには本土側の国会法等の改正
を要するにはもちろんの所だが、他方沖縄
側に於いて代表の任命等の所要の
立法措置を講ずる所要が為る。
前提として米側の事前の了解を要す
ると言つておもひ

五、米便
六、冲縄任長の國政參加
七、現一場合最も懸念す。日本は國
八、冲縄の行は米國行政の批判
九、公使

と行われ、いは沖縄の施政権が日本双方に存在する結果を招來するに至る。而しては、従う米側のこの懸念と解消するためには、沖縄住民の代表者の発言の場と内閣委員会（沖縄特別委員会）による諮詢と（之へ於ける）権限の範囲も経済教育及び民生福祉に関する一體化施策に限定する等の措置を講ずる必要がある。又、軍事上沖縄住民代表が沖縄の米国施政を批判するとの如きに配慮する必要がある。

極秘
無効
部の内
号

法規課

北朝局より回答済みの後から「主張の幅広い制約を
施すという趣旨でけちり」との感想け、内閣局長のうち
エストー御意見ある内臣を併せて併せておどりを感していふと思うが
その際、法として明確に定められたことは

△規ニシテ
(未件) 1. 「ニニ云わへては「合意」は 国際法上の合意
ニシテ云わへては「合意」は 国際法上の合意

はなく、政策上の見解の一致である。従って、本来、
国会を拘束するといふことはないし、国会の権能

に制約を加えるといふことはあり得ない。
もとより、国会が本件立法を行なうに際して

ニニ云わへては「合意」の制約されないとい
ても、憲法や平和条約には制約(もしかれ

ば)を受けることは当然である。」

2. 法規課 堂脇事務官 本件回答案の背景
△規ニシテ

上は次のようす事情である趣。

(1) 議連は現在非常に強硬であり、制約を
加えるような意見
政治的言論を用いると国政参加問題が御破
算にかかりかねず、法制局も二の良を懸念

1. 低姿勢をとっている。

(2) 表決権については、憲法上 表決権は

△規ニシテ
認め得ない(立場)と總理その他
あります。法規局もとのラインが答弁する事

はあります。結局、自民党はこのライン沿
って行動に立ちこむことより 表決権を認

めた形の立法をさせた作戦である。

吉澤

(2)

外側意見紙、牛糞之類の如き
は大いに参考

著者武田に付する公述人との
旅費支給について
44. 2. 19

1) 強制審問に閣下の規定が沖縄に適用さ
れることには半ば容認。

したがつて、象徴院規則 53 条の証人に閣下の
規定が沖縄に適用されず、沖縄在住者は証
人に呼び出されて車内（注）「審問会は…審査又は
調査のため証人の出頭を求めることはござります」。

2) 象徴院規則 85 条の 2 丁、審問会が審査又は
調査のため必要があると見て、参戦人の出頭を求
めることは、審問に付する旨を定めつゝあるが、
この規定は、証人との間の規定とは、別の規定
から明らかである。審問会の開催は、参戦
人制度と証人制度と審問会と成立
している。したがつて、参戦人に付する規
定は、証人に付する規定と同様に、沖縄には

総理府

B-5 上級5kg (100%入り)

3) 適用されることはあります。
これは付し公述人は、象徴院規則 81 条
において、(注)「公職会において、
意見を聽くとする制度、閣僚者は、常識経験者等
をもつて立ちておる」。同条の根拠規定では
口会法 51 条が「審問会は、…公職会を開
き、審問の権限を有する者、即ち常識経験者等から
意見を聞くことをもつておる」と規定しているとある
から明らかである。したがつて、同規定は
沖縄在住者は適用することは不可能ではないと
思ふ。

4) 沖縄に付する証人等の旅費は、既に 1943 法
律（昭和 18 年法律第 813 号）に、証人の旅費等につき
1 条から 5 条までの規定を設け、6 条において「委員

総理府

B-5 上級5kg (100%入り)

会の要和心身の公職会の出頭は元制憲官僚又は
学識経験者等及び委員会の出頭は元参議院議員

江華人民公社に旅費等を支給するものとし
て了が、上記の53回解消するまでは、许多

在住着に対する証人又は参考人との出頭
を制めることから主張のうえに特徴から車掌半

この旅費を支給するには問題にならぬが、公用
人に対する支給を主とすればそれは至らぬ。

(補足) 参考人のものは制度的強制を含まないから
公認人と同じ扱いでもよろしくないかという点

方在西33°加24.5°經率，則山之異名。現在山南有
是山之山名，山之北有山之山名，山之西有山之山名。

友人に同じ扱いをするべきである。

總 理 厅

B-5 上等5kg (100%モのり)

丁川加局長
書記官
北米才一課長

敵の政治活動禁止等 1. 2. 12
(本上沖縄、山梨)

45. 3. 18
米北一

1. 本土の場合、国立学校の学長、校長、
教育行政部局長は国家公務員、公立学校

9. 1995 年教育公務員之 120 身份之有價證
之修改案。(教育公務員職階例法第 3 年)

112. 国家公務員の権利と、國家公務員法の執行の制限 (102)

參議院為第9號上(1998年),
第10號成績,評定(1992年)和梅花
七十二石,年也。他年公積厚以至一
生。

<p>2 地方法規宣傳の方法、同様の、22:8の 行為、制限(第36条)、人道的政策の評定 (第37条)等(第37条)</p> <p>(第40条)の規定を加へる。</p> <p>併し、大學・学校、教員等の勤務評定の 方法、大學管理機関の不正行為基準 の制定の方法(第41条)等(第42条)。(教育 公務員特別法第12条)</p> <p>2. 一方沖縄の協合化地圖と对比。</p> <p>(1) 行政部の公務員選拔、第44条の1-12、 第12の地方法規第36条と38条と同様の 選拔の規定を構成する同法の適用 と第43教育規則等の施行の手順等 の对比。(総合大学法第13条)</p>	<p>3 (2) 沖縄、布町村の公務員選拔の 方法、第36条、38条の併用的治法と構 成する。従つて布町村公務員の 評定の方法、制限、人道的政策の 評定の方法と並行して行なはれる。 (3) 沖縄、小、中、高校の公務員選拔の 規定は、第44条、地方法規第36条と 教育規則等の適用の方法と並行して 規定する。(第1条)</p> <p>地方法規第12条、教育規則の適用の区域 (以下「適用区域」といふ)と、教育規則の 布町村、区域とを比較する。適用区域の高等教育 学校と地方法規の規定との比較、教育規則</p>
---	---

4
外務省、中央教育委員会の運営方針
決定(1953年1月22日)。(第23条)

二月十四日～三月七日～八日～九日～十日～十一日～十二日～十三日～十四日～十五日～十六日～十七日～十八日～十九日～二十日～二十一日～二十二日～二十三日。

総務課 - 中央教育委員会

監督課 - 地方教育委員会教育委員会

教育課 - 教育委員会教育委員会

(4) 1957年以降法律立法院の問題とされ
た所謂「教公二法」(教員公務員法)、地方教育委員会公務員法

と教育委員会公務員特例法、2法率の問題。

教育委員会公務員公務員法(1957年4月1日)

地方教育委員会公務員公務員法(1957年4月1日)

GA 6

外務省

5
地方教育委員会公務員法(政治的行
為制限(第35条)、參議院議事。禁止(第36

条)、監督委員会評議(第39条)の規定を含む
とし、本法、教育委員会公務員特例法(政治的行
為制限(第18条)の規定を含む)。

沖縄の問題及び教公法、上記の規定
は法(教公法)、総務課同法率の問題

年11月30日 終業と仰ぐ。

GA 6

外務省

沖縄国際参加特引措置法(にぎづけ)

統計的 建築法 1-2-2

45. 6. 16.
卷一

1. 江總坐知參、參雨院攝庄選等 111133

實務上，「中央選舉管理委員會和管規
（擇期舉行的選舉法的差異）

13-22 6-26. 同是公14 在公佈場
重選公15。總選11-13「中央選舉委員會

毛猪子旨 明治廿八年五月

(该章于4年4月1日起)

2. 德國的選舉法：第一次最初，希特勒被選

双心喜鹊花壽喜，蓬蒿生。1586の公布

GA-

外務省

自於 64 月以內，中央選舉會議委員會

二〇一九年一月二十九日於上海。二〇一九年

參照《山東省建築工程量清單計價規範》2003年版

新嘉坡總理署之兩日生計

乙未 23 日 1911 告年 1 月 4 日 48. 10. 12. 11

七七十二 113。 (後者 144) 2.)

3. 告示看來 一般的公文 在字面上 哪年

2017年11月11日 善望再登基

345號「蓬萊上南」，「東北華昌銀行」

新余市……老年协会及有关协会。

七十五 1-1392" 之林 日本屋久松

重慶市人民委員會關於修改公私合營政策的建議

GA

外務省

条約課長 *（印）* 参事官 *（印）*
法規課長 *（印）* 北米支一課長 *（印）*
8/4/23 (別添 25 頁)
沖縄の國政參加關係立法 10-2-2
45.8.1.
米.北一
本 8 月 1 日 公 布、 施 行 さ れ る *（中綴の國政
參加關係 2 法）* 1 営 し、 7 月 21 日 付 沖
縄 来 信 (別添 1) を そ の 運 用 に つ て、 準 備 し
て さ し い ま す。 本 來 と は 比 較 す る
10-2-23 下記 10-2-11。
記
1. 不 連 体 將 权 等 の 1 営 3 3 法 (別添 2)
10-2-23 14.

(沖繩來往信、電)

外務省
1797

(1) 陳案の第2条(宣佈許諾請求の可否)、
及び第3条(被宣佈議員の通知)が一部
改められ、次の結果

外務省

別紙二

附文

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法により選出された議員の不逮捕特権等に関する立法

(議員の不逮捕特権)

第一条 沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法(一九七〇年立法第 号)により選出された衆議院議員及び参議院議員(以下「議員」という。)は、院外における現行犯罪の場合を除いては、会期(参議院の緊急集会を含む。以下同じ。)中逮捕されない。

2 会期前に逮捕された議員は、会期の始まる日前十日間及び会期中これを釈放しなければならない。

(議員の発言、表決の無責任)

第二条 議員は、議院で行なつた演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。

(施行規則)

第三条 この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この立法は、沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法の施行の日から施行する。

アメリカ局長
参事官
北米第一譯長

卷之三

45. 7. 31

一七北半

今般、琉球政府立法院が制定した「沖縄
住民の国政参加の特別措置法」に基づく衆議
院議員及び参議院議員選挙法」(以下、選
挙法と略称)は、選舉のための、同選挙法
参考案(以下、参考案と略称)の内容に随分
に完全に削除されたところが、参考案各条
の1部あるいは全部に新規に追加された条文、
語句の補充、削除・修正等若干の変更が認
められる。参考案と対比して、助詞の
修正等…わゆる条文上の校訂に関する部分を
除き、相異する主な3箇所を掲げて、つ
きのとおりである。

(別添、選考法及参考案の参考)

GA-

外務

選書法 參考案

第一章 總題

冲1条 ~~(目的)~~

この立法は沖縄住民の

■政参加特別措置法(昭沖縄住民の国政参加特

45年法律第49号)に基づく別措置法(以下「特別措置法」と

つまり、衆議院議員及び参議院議員の「議法」という。)の成立に対する

憲議員公選をすため、公職選舉法に

監査法(昭和25年法律第¹¹号)に規定

100名)の規定上準じて必要とする衆議院議員2名を候補

本項を定め、これを目的とする。院における国政の審議の手続

加減べき者(以下の立法における)

「象徵院派」(一)

及山參議院議員山參議

院における国政の審議

外務省

14

選挙法	参考案
	3 参加すべき者(以下に立法法 おいて「参議院議員」という。) を選挙するためには必要な事項 を規定する。)
第2条	
選挙すべき衆議院議員の 数は5人、参議院議員の 数は2人とする。	第2条に規定なし、だが第4 章第12条と選挙法第2条に入 る旨ある。従って、以下選 挙法と参考案の数は、第4章第 13条と一致する。1条がずれ て3. 以後の他の条にものぞくあり (1条の条数あり)
第2章 中央選挙管 理委員会	

選挙法	参考案
第5条	第4条
3 中央選挙管理委員会 の招集、会議の方法、表決 その他委員会の運営について	第3項なし。
4. 立法院議員の選挙の 例(1-53、(新規追加))	
第6章 選挙期日	
第15条及び第16条	----本土における公示の日と 同日に中央選挙管理委員会 が選挙の告示をするものとし、---- とし、----(補充)
	----本土における公示の日 と同日に選挙の告示をする

選挙法 参考案 5	
第7章 投票	
第22条（代理投票）	
身体の故障又は文盲により、 自ら該選挙の候補者の氏 名を記載することができない選 挙人は、投票管理者に申請 し、代理投票をさせることができ る。	規定なし。
2 前項の規定による申請 がある場合においては、投票管 理者は、投票立会人の意見を きいて、当該選挙人の投票を 補助すべき者2人をその承認 を得て定め、その1人に投票の 記載をする場所において投票	
GA-4	外務省

選挙法 参考案 6	
用紙に当該選挙人が指示す 候補者1人の氏名を記載す れ、他の1人とは立会 させなければならない。	
3 前2項の場合において 必要な事項は、規則定め。 (新規定：追加)	
第8章 開票	
第26条	
-----「5人」とあるのは、 「10人」とする。 (削除修正)	-----「5人」とあるのは、 「10人」と読み替えるものと する。(削除)
GA-4	外務省

選挙法	参考案	7	選挙法	参考案	8
第10章 候補者			公職選挙法 第89条	及び公務員は、在職中、候補者	
第29条	第28条		(公務員の立候補制限)の	となることができない。公職選	
5...の期間を経過した後	5...の期間を経過した後		規定により、---	挙法 第89条の規定により、---	
当該候補者が死亡し又は候補者たゞことを辞めたもののみな	当該候補者が死亡し又は候補者たゞことを辞めたもののみな		(補充)	(削除・修正)	
されたときは、---	主候補の辞退のみならぬ場		第37条	第36条	
	合)の規定により、候補者たゞ				
	これを辞めたもののみならぬときは		二 参議院議員の選挙		
	は。--- (削除)		通常選挙における議員の	有効投票総数の8分の1	
第33条	第32条		定数をもつて有効投票の総数		
琉球政府、市町村及び地方	琉球政府の公務員、市町村		を除く得票数の8分の1		
教育区の公務員は、在職中、	の公務員、教育区の教育委員		(補充・修正)		
候補者となることができない。及び職員、公立学校の長	及び職員、公立学校の長		第13章 選挙運動		
GA-4	外務省		第64条	第63条	外務省

10

選挙法	参考案
	若いは職員(以下「公社等の役職員等」という。) (削除及び記載順序修正)
オ67条	オ66条
---- 公職選挙法オ252 条(選舉犯罪に於て判決者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により----- (補充)	---- 公職選挙法オ252 条の規定により-----
オ111条 4 ---- 選挙運動のために使用する文書図画は、演説	オ110条 4 ---- 選挙運動のために使用する文書図画は、オ77条

選挙法		参考案	
会場外においては掲示する ことができま。		<u>第1項第4号の規定にかかるは</u> 演説会場外においては掲示す	
32とができない。(削除)		32とができない。(削除)	
第120条		第119条	
2 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、 発行しない。		2 規定なし	
3 前項の規定により選挙 公報を発行しない区域は、 中央選管委員会が 定める。 (新規定追加)		3 規定なし	

選挙法		参考案	
第122条		第121条	
----掲載文を、原文のま 選挙公報に掲載しなければ原文のま選挙公報に掲載		----掲載文又はその写し、 ならない。	
ならぬ。		ならぬ。(削除)	
第129条		第128条	
第177条(文書図画の掲示)		第1項第5号のポスター(第79 条(ポスター掲示場)第1項の 掲示場に掲示されたものを除 く)及び第110条(個人演 場の掲示の特例)第2	
項の立札及び----		項の立札及び----- (削除)	

選挙法	参考審
第14章 選挙運動に関する規定	
收入及び支出並びに寄附	
第144条	第143条
2 前項の規定による公表は 公報によって行なう。	2 前項の規定による公表は 琉球政府が発行する公報
	によって行なう。 (削除)
第151条	第150条
3 ---- 全部又は一部の 出資又は拠出を受けたる	3 ---- 全部又は一部の 出資又は拠出を受けたる
会社その他法人は ---- (補充)	法人は ----

選管法	参考案
第152条 及び第153条	第151条 及び第152条
---- ただし、政黨又は他の政治団体又はその支部に対する ---- (補充)	---- ただし、政黨又は他の政治団体に対する-----
第15章 推薦団体の選挙運動の特例	
第158条	第157条
5 第1項の推薦演説会のためには、 は、次の名前の1人該当するも のとし、第1号のポスターは、中央選挙管理委員会の横印を受 けなければならぬ。(修正)	5 第1項の推薦演説会のためには、 は、次の名前の1人該当するも のとし、中央選挙管理委員会の横印を受 けなければならない。
	がござる。

15

選管法	参考案
第164条	第163条
<u>何人も、琉球政府、市町村、教育</u>	<u>琉球政府、市町村、教育</u>
<u>村、地方教育</u> に在るくは……	<u>委員会</u> に在るくは……
(補充、修正)	
第18章 剽削	
第179, 180, 186, 187, 201	第178, 180, 185, 186, 200,
206条	204条
--- <u>琉球政府</u>	--- <u>政府</u>
(補充)	
第186条, 206条から225条	第185条, 204条から223条
--- <u>市町村</u> に在るくは <u>地方教育</u>	--- <u>市町村</u> の <u>公務員</u>
区の <u>公務員</u> ---	
(補充)	

GA-4

外務省

16

選管法	参考案
第187条	第186条
<u>琉球政府</u> に在るくは <u>市町村</u> の	<u>琉球政府</u> に在るくは <u>市町村</u>
<u>公務員、立会人</u> (第22条)	<u>の公務員、立会人又は監</u>
(代理投票) 第2項の規定	視者が---
に於ける投票を補助すべき者	
を含む。以下同じ。) 又は	
監視者が--- (補充)	
(代理投票における記載義務違反)	
第202条	規定なし。
第22条 (代理投票) 第2	
項の規定における候補者の氏	
名を記載すべきものと定められ	

GA-4

外務省

16

選管法	参考集
九者が選管人の指示する候補者の氏名を記載する が、たとえは、又年以下の禁 錮又は170ドル以下の 罰金とする。	
(新規追加)	
第212条	第210条
七 正当な理由がなくて -----	七 沖126条第1項 -----
沖127条第1項 ----- (補充)	
第223条	第221条
----- 並びに 沖228条	----- 沖226条

選舉法 参考案 18	
(政黨その他政治団体の政治活動の規制違反)の罪を除く。)を犯す(補充)	(政黨その他政治団体の政治活動の規制違反)を犯す---
第226条	第224条
-----第225条(推薦団体の選舉運動の規制違反)	-----第226条(政黨その他政治団体の政治活動の規制違反)を除く。)-----
-----次条及び第228条(政黨その他政治団体の政治活動の規制違反)の罪を除く。)を犯す(前除)	第226条(政黨その他政治団体の政治活動の規制違反)の罪を除く。)
第229条	第227条
-----第226条(政黨その他政治団体の政治活動の規制違反)の罪を除く。)を犯す(前除)	-----第226条(政黨その他政治団体の政治活動の規制違反)の罪を除く。)
-----並びに前条の罪を除く。)を犯す(前除)	-----規制違反の罪を除く。)
GA-4	(前除) 外務省

選挙法	参考案	19	選挙法	参考案	20
第231条	第229条		第232条	第230条	
第24条(投票に関するもの) 他の事項)の場合において、 ----(不在者投票)の規定 の例による投票	第23条(投票に関するもの) 他の事項)に準用する ----(不在者投票)の規定 による投票	1:83 投票	1:83 選挙の補充選挙人名 簿の調製に要する費用	1:83 選挙の補充選挙人名 簿の調製に要する費用	1:83 立法により行なわ (削除)
(修正、補充)			九 投票管理者、開票管 理者、選挙長、投票立会人 開票立会人及び選挙立会人 に対する	九 投票管理者、開票管 理者、投票立会人、及び開 票立会人に対する	
第19章 補則	第230条		1:83 --- (補充)		
第232条			第233条	第231条	
衆議院議員及び参議院 議員の選挙に関する次に 来るの負担とする。	議員の選挙に関する次に 来るの負担とする。		---の規定により 行政主 席、中央選挙管理委員会 市町村の選挙管理委員会	---の規定により 中央選 挙管理委員会、若しくは市 町村の選挙管理委員会	
			GA-4	GA-4	
		外務省			外務省

21

選挙法	参考案
---- (補充)	---- (削除)
<u>附 則</u>	
(中2項以下つぎとおり)	
大中の削除、追加新規 定義あり、つぎとおり。)	
2 この立法に基づく最 初の衆議院議員及び参 議院議員の選挙は、公佈 の日から 6箇月以内に、中 央選挙管理委員会が定 める日に行なう。	2 この立法に基づく最 初の衆議院議員及び参 議院議員の選挙は、公佈 の日から 6箇月以内に、中 央選挙管理委員会が定 める日に行なう。
この場合において、衆議院 議員選挙の期日は少なくとも	

GA-4

外務省

22

選挙法	参考案
	20日前に、参議院議員選 挙の期日は少なくとも 23日 前に告示しなければならない。
3 この立法に基づく最初 の衆議院議員及び参議 院議員の選挙は、同時 に行なう。	3 この立法に基づく最初 の参議院議員の通常選 挙は、在任期間の長の議 員の選挙と在任期間の 短い議員の選挙を一つの 選挙として合併して行なう。 この場合においても選人の 決定は、第54条(合併選挙 及び在任期間を異にする議員 の選挙の場合の選人)

外務省

23

選挙法	参考案
	第2項から第5項までの例143。
4 前項の選挙の期日 は、中央選舉管理委員会 において少なくとも23日前に 告示し、かつ、その旨を市町 村の選舉管理委員会に通 知しなければならぬ。	4 20立法による最初に行 なう参議院議員の選挙に つては、第36条第1項第2 号及び第37条第1項第2号中 「通常選挙における議員の 定数」とあるのは「当該選 挙の議員の定数」とする。
5 第3項の選挙を行な 場合には、衆議院議員 の選挙における投票管理 者、開票管理者又は選挙	

GA-4

外務省

24

選挙法	参考案
	長は、これまで参議院議員 の選挙における投票管理 者、開票管理者又は選挙 長となる。
	6 第3項の選挙における 投票の順序は、衆議院 議員の選挙を先に、参議 院議員の選挙を後にする。
	7 第3項の選挙を行な い場合には開票の順序 を定める必要があるときは、 その順序は、中央選挙管理

GA-4

外務省

25

選挙法	参考案
	委員会が定める。
8 この立法に基づく最初の参議院議員の選挙は、在任期間の長い議員の選挙と在任期間の短い議員の選挙を、一つの選挙とみなして行なう。	この立法に基づく最初の参議院議員の選挙は、在任期間の長い議員の選挙と在任期間の短い議員の選挙を、一つの選挙とみなして行なう。
	この場合において、当選人の決定は、第55条(合併選挙)及び在任期間を異にする議員の選挙の場合の当選人(第2項から第5項までの例による)。

GA-4

外務省

26

選挙法	参考案
9 この立法に基づく最初に行なう参議院議員の選挙については、第37条第1項第2号及び第38条第1項第2号中「通常選挙における議員の定数」とあるのは、「当該選挙の議員の定数」とする。	この立法に基づく最初に行なう参議院議員の選挙については、第37条第1項第2号及び第38条第1項第2号中「通常選挙における議員の定数」とあるのは、「当該選挙の議員の定数」とする。
	10 この立法に基づく最初に行なう参議院議員及び参議院議員の選挙において、第155条に規定する一定期間とは、同条第4項

GA-4

外務省

選挙法	参考案
第1号及び第2号の規定とか かわらず、この立法の施行の	
日から当該選挙の選挙の 期日までとする。	
11 この立法に基づき最初 に行なう衆議院議員及び 参議院議員の選挙について は、第159条第1項各号に 記以外の部分中「衆議院	
議員の總選挙」とあるのは 「最初の衆議院議員の選挙」 と、第160条第1項各号に記	
以外の部分中「参議院	